

Orchestrating a brighter world

NEC

第53期 定時株主総会 招集ご通知

NECキャピタルソリューション株式会社

日時 2023年6月26日（月曜日）
午前10時（開場午前9時30分）

場所 東京都港区浜松町二丁目3番1号
浜松町コンベンションホール 大ホールA
（日本生命浜松町クリアタワー5階）

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。また、ご出席の株主様へのお土産は
ご用意しておりません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等
による議決権行使期限 2023年6月23日（金曜日）午後4時



作家名You-ki「スカイツリー」

当社は、障がい者がアートで夢を叶える世界を作る「パラリンアート」に協賛しています。本作は、多様性や社会貢献、社会価値向上に向けた思いを込めて、国内グループの社員投票で選出しました。当社の主な社会価値向上の取り組みの一つである「社会・ICTインフラの整備」のイメージを託しています。



Paralymp Art®

BRONZE
PARTNERS

障がい者アートを応援しています

一般社団法人障がい者自立推進機構
パラリンアート事務局

株主の皆さまへ



代表取締役社長 菅沼 正明

「第53期定時株主総会の開催のご挨拶に代えて」

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社グループは、「社会価値」の向上と「経済価値」の創出の両立を図りながら持続的な成長を目指す「CSV (Creating Shared Value: 共通価値創造) 経営」の実現を目指すグループビジョンのもと、2013年からの10年間を歩んでまいりました。今般、新たなグループビジョン「次世代循環型社会をリードするSolution Company」を策定し、全世界が取り組むSDGs (持続可能な開発目標) のゴールである2030年に向け、CSV経営の更なる進化を図ってまいります。CSV経営の実践を通して、多様化するお客様と社会の課題解決に向け、環境と成長の好循環に繋がるサービスを提供し、新たなグループビジョンの実現を目指していく所存です。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

企業理念

私たちは「Capital Solution[※]」を通してより豊かな社会の実現に貢献します。

※ Capital Solution: 「お客様の経営資源 (Capital) を中心とする幅広い経営課題に対して解決策 (Solution) を提供すること」を意味する、当社独自の表現。

グループビジョン2030

次世代循環型社会をリードするSolution Company[※]

※ Company: 「会社 / 価値観を共有する集団 (仲間)」を意味する。

東京都港区港南二丁目15番3号
NECキャピタルソリューション株式会社
代表取締役社長 菅 沼 正 明

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第53期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.necap.co.jp/ir/shareinfo/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後記のご案内に従って、2023年6月23日（金曜日）午後4時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日の様様につきましては、後日、上記の当社ウェブサイトからご視聴いただけます。

敬 具

記

| | | |
|-------|---|--|
| 日 時 | 2023年6月26日（月曜日）午前10時（開場午前9時30分） | |
| 場 所 | 東京都港区浜松町二丁目3番1号 浜松町コンベンションホール 大ホールA（日本生命浜松町クレアタワー5階） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。また、ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。） | |
| 目 的 項 | 報 告 事 項 | 第53期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 決 議 事 項 | |
| | 第1号議案 | 取締役9名選任の件 |
| | 第2号議案 | 監査役3名選任の件 |
| | 第3号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬制度一部改定の件 |

以 上

- (注) 1. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
・連結計算書類の連結注記表 ・計算書類の個別注記表
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

《議決権行使についてのご案内》

株主総会にご出席される場合



本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◆代理人によるご出席の場合は、議決権を行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会前に当社にご提出ください。

株主総会にご出席されない場合



議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月23日（金曜日）午後4時までに到着するようご返送ください。

| | | |
|--|---|---|
| <p>議決権行使書</p> <p>株主番号 000000000 議決権行使回数 0000000000</p> <p>NECキヤピタルリレーション株式会社</p> <p>当社は、2023年6月23日開催の株主総会（臨時株主総会）（議決権行使書）としてお送りする議決権行使書（議決権行使書）の受付期間を2023年6月23日（金曜日）午後4時までにさせていただきます。</p> <p>2023年6月 日</p> <p>各議案につき賛否の表示をされた場合は、賛成の表示がなかった場合は、反対の表示として取り扱います。</p> <p>NECキヤピタルリレーション株式会社</p> <p>00000000</p> <p>06673000000000000100730 K11-00000001#</p> <p>インターネットと専用端末で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の取り扱いはそのほかの議決権行使書とは異なります。</p> | <p>お 願 い</p> <ol style="list-style-type: none">1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月23日午後4時までに到着するようご返送ください。2. 第1号議案（取締役の選任）の賛否は、一部候補者につき異なる賛否を記すことができます。【賛】の欄に○印をし、右欄に反対する候補者の番号をご記入ください。3. 賛否の表示は、黒色のボールペンにより、必ず右の欄に記入してください。4. 議決権をインターネットで行使される場合は、下記のURLから専用端末（スマートフォン）でアクセスし、2023年6月23日午後4時までにアクセスしてください。この場合、議決権行使書が返送される必要はありません。 <p>スマートフォン 専用端末 アクセスURL 06673000000000000100730 K11-00000001#</p> | <p>各議案の賛否をご表示ください。</p> <p>【第1号議案】 賛成の場合・・・【賛】の欄に○印 反対の場合・・・【否】の欄に○印 一部の候補者を反対する場合 【賛】の欄に○印をし、右欄に反対する候補者の番号をご記入ください。</p> <p>【第2号議案】 賛成の場合・・・【賛】の欄に○印 反対の場合・・・【否】の欄に○印 一部の候補者を反対する場合 【賛】の欄に○印をし、右欄に反対する候補者の番号をご記入ください。</p> <p>【第3号議案】 賛成の場合・・・【賛】の欄に○印 反対の場合・・・【否】の欄に○印</p> |
|--|---|---|

◆議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等による議決権行使

議決権をインターネット等により行使される場合は、次の事項をご了承のうえ議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って2023年6月23日（金曜日）午後4時までに議案の賛否をご登録ください。インターネット等による議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただく方法とスマートフォンを用いた方法によってのみ可能です。

【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>
ご利用方法につきましては後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

- ◆インターネット等による議決権行使は、2023年6月23日（金曜日）午後4時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- ◆議決権行使書の郵送とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◆インターネット等によって複数回数、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◆議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。



インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

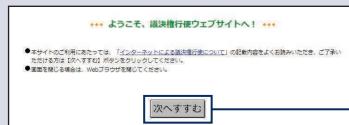
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

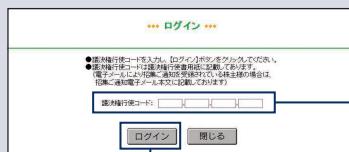


- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



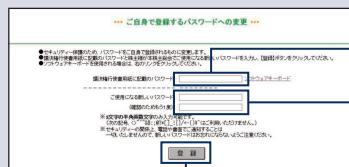
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

【インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ】
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）

☎ 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家のみさまへ

機関投資家のみさまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、過半数を独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 性別 | 現在の当社における地位及び担当 | 取締役会出席状況 |
|------------|-------------------------------|----|-----------------|----------------|
| 1 再任候補者 | すが ぬま まさ あき 菅 沼 正 明 | 男性 | 代表取締役社長 | 100% (10回/10回) |
| 2 再任候補者 | き さき まさ みつ 木 崎 雅 満 | 男性 | 取締役、 執行役員副社長 | 100% (10回/10回) |
| 3 再任候補者 | あら い たかし 新 井 貴 | 男性 | 取締役、 執行役員常務 | 100% (14回/14回) |
| 4 新任候補者 | つか だ ゆう いち 塚 田 雄 一 | 男性 | 執行役員常務 | — |
| 5 再任候補者 | な わ たか し 社外 名 和 高 司 独立役員 | 男性 | 社外取締役 | 92% (13回/14回) |
| 6 再任候補者 | はぎ わら たか こ 社外 萩 原 貴 子 独立役員 | 女性 | 社外取締役 | 100% (14回/14回) |
| 7 再任候補者 | やま がみ あさ こ 社外 山 神 麻 子 独立役員 | 女性 | 社外取締役 | 100% (14回/14回) |
| 8 再任候補者 | おお く ぼ さと し 社外 大久保 智 史 | 男性 | 社外取締役 | 100% (14回/14回) |
| 9 新任候補者 | ふじ た しげ き 社外 藤 田 茂 樹 | 男性 | | — |

候補者
番号

1

すが
ぬま まさ あき
菅 沼 正 明



再任候補者

■ 生年月日

1963年6月28日生

■ 所有する当社の株式数

2,232株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 日本電気(株) 入社
2008年4月 同社 流通・サービスソリューション事業本部サービス業ソリューション事業部統括マネージャー
2009年10月 同社 流通・サービス・交通営業本部サービス営業統括マネージャー
2010年10月 同社 新事業推進本部統括マネージャー
2011年7月 同社 新事業推進本部長
2014年4月 同社 執行役員
2022年4月 当社 シニアオフィサー
2022年6月 当社 代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

菅沼正明氏は、営業や新事業推進に長年従事するとともに経営者としても豊富な経験と高度な知識を有しており、2022年に当社の取締役に就任し、代表取締役社長として経営の指揮を執っております。同氏が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人物として、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

き さき まさ みつ
木 崎 雅 満



再任候補者

■ 生年月日

1963年5月1日生

■ 所有する当社の株式数

1,052株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 日本電気(株) 入社
2006年4月 同社 経営企画部統括マネージャー
2007年4月 同社 経営企画部長代理
2012年4月 同社 経営企画本部長代理
2014年4月 同社 経営企画本部長
2014年6月 当社 社外監査役
2016年6月 当社 社外監査役辞任
2017年4月 NEC ネットズエスアイ(株) 取締役執行役員
2017年6月 同社 執行役員
2022年4月 当社 執行役員
2022年6月 当社 取締役、執行役員常務
2023年4月 当社 取締役、執行役員副社長(現任)

取締役候補者とした理由

木崎雅満氏は、経営企画に長年従事し、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、2022年に当社の取締役に就任し、2023年からは取締役執行役員副社長を務めております。同氏が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人物として、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

あら
い たかし
新 井 貴



再任候補者

■ 生年月日

1963年6月26日生

■ 所有する当社の株式数

2,712株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 日本開発銀行（現㈱日本政策投資銀行） 入行
2008年3月 同行 新事業・技術投資グループ次長
2009年6月 同行 企業投資グループ次長
2012年6月 同行 中国支店次長
2014年4月 当社 執行役員常務付兼(株)リサ・パートナーズ取締役
2016年4月 当社 執行役員兼(株)リサ・パートナーズ取締役執行役員
2017年4月 当社 執行役員兼(株)リサ・パートナーズ取締役常務執行役員
2021年6月 当社 取締役、執行役員
2022年4月 当社 取締役、執行役員常務（現任）

重要な兼職の状況

(株)リサ・パートナーズ 取締役
(株)OHANAPANNA 代表取締役

取締役候補者とした理由

新井貴氏は、金融機関出身者として金融に関する豊富な経験、高度な知識や金融業界における幅広い人脈を有しており、2016年から当社の執行役員を務め、2021年に当社の取締役に就任し、2022年からは取締役執行役員常務として務めております。同氏が当社グループの事業の拡大・推進にその経験と見識をいかに発揮していることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

つか
だ ゆう いち
塚 田 雄 一



新任候補者

■ 生年月日

1966年12月22日生

■ 所有する当社の株式数

1,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 当社 入社
2010年4月 当社 事業戦略本部営業統括部長
2011年5月 当社 人事部長
2012年4月 当社 経営企画部長兼人事部長
2016年4月 日本電気(株)出向（同社 財務部事業ファイナンス部長）
2020年4月 当社 営業推進本部長
2022年4月 当社 執行役員
2023年4月 当社 執行役員常務（現任）

取締役候補者とした理由

塚田雄一氏は、1989年に当社に入社後、リース・ファイナンス営業のほか経営企画、人事に従事し、金融における事業戦略全般において豊富な経験と高度な知識を有しており、2022年から当社の執行役員、2023年からは執行役員常務として務めております。同氏が当社グループの事業の拡大・推進にその経験と見識を活かすことを期待して、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

な わ たか し
名 和 高 司



再任候補者

独立役員

■生年月日

1957年6月8日生

■所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 三菱商事(株) 入社
1991年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 入社
2001年6月 同社 ディレクター
2010年6月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科(現一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻)教授(現任)
2011年6月 当社 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)ジェネシスパートナーズ 代表取締役社長
味の素(株) 社外取締役
SOMP Oホールディングス(株) 社外取締役
京都先端科学大学ビジネススクール 教授
(株)朝日新聞社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

名和高司氏は、一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻の教授を務めるなど、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、社外の客観的見地から発言および質問をするなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行っております。同氏の経験や知見を活かした活動を行っていただくことが期待されるだけでなく、CSV経営の第一人者である同氏が経営に関与することで、事業を通じて社会課題を解決するCSV経営実現に向けた当社の取り組みをより強く推進させることができると見込まれることもあり、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって12年となります。

候補者
番号

6

はぎ わら たか こ
萩 原 貴 子



再任候補者

独立役員

■生年月日

1961年3月12日生

■所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 ソニー(株)(現ソニーグループ(株)) 入社
2002年4月 同社 ネットワークサービスビジネスカンパニー人事部統括部長
2006年4月 同社 人材開発部統括部長
2008年2月 同社 ダイバーシティ開発部統括部長
2014年4月 ソニー希望(株)・ソニー光(株)(現ソニー希望・光(株)) 代表取締役
2014年4月 独立行政法人国立女性教育会館外部評価委員(現任)
2015年2月 (株)グリーンハウス取締役・Chief Health Officer
2020年7月 (株)DDD 代表取締役(現任)
2021年6月 当社 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)ツインバード 社外取締役
稲畑産業(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

萩原貴子氏は、他の事業会社の代表取締役や社外役員を務め、経営者としての豊富な経験や人事・人材開発に関する高度な知識を有しており、社外の客観的見地から発言および質問をするなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行っております。同氏の経験や知見を活かした活動を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

7

やま

山

がみ

神

あさ

麻

こ

子



再任候補者

独立役員

■生年月日

1970年1月1日生

■所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 弁護士登録、太陽法律事務所（現ポールヘイスティンクス法律事務所）入所
2005年10月 ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)（出向）
2006年5月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
2012年7月 名取法律事務所(現ITN法律事務所) パートナー（現任）
2016年1月 日本弁護士連合会国際室長
2021年6月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

カゴメ(株) 社外取締役（監査等委員）
(株)ニコン 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山神麻子氏は、弁護士として企業法務や国際法務、ガバナンス、コンプライアンス等に関する専門的な知識と経験を有し、他の事業会社の社外役員も務めており、社外の客観的見地から発言および質問をするなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行っております。同氏の経験や知見を活かした活動を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

8

おお

く

ぼ

さと

智

し

史



再任候補者

■生年月日

1969年1月7日生

■所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年3月 日本電気(株) 入社
2013年4月 同社 経営企画本部関連企業部シニアマネージャー
2014年4月 同社 経営企画本部コーポレートアライアンス部プロジェクトディレクター
2017年4月 同社 コーポレートアライアンス本部プロジェクトディレクター
2018年4月 同社 経営企画本部長代理兼経営企画本部関連企業部長
2020年6月 当社 社外監査役
2020年6月 当社 社外取締役（現任）
2022年4月 日本電気(株) 経営企画部門経営企画部上席プロフェッショナル兼関連企業室長
2023年4月 同社 経営企画部門グループ事業改革部長（現任）

重要な兼職の状況

NECファシリティーズ(株) 取締役
NECネクサソリューションズ(株) 監査役
NECフィールドディング(株) 監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大久保智史氏は、日本電気株式会社の経営企画部門に長年従事し、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、社外の客観的見地から発言するなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行っております。同氏の経験や知見を活かした活動を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。



新任候補者

■ 生年月日

1970年12月10日生

■ 所有する当社の株式数

0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 名和高司氏、萩原貴子氏、山神麻子氏、大久保智史氏及び藤田茂樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の独立性について

- ① 名和高司氏、萩原貴子氏及び山神麻子氏につきましては、過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員となったことはなく、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となったこともありません。
- ② 大久保智史氏及び藤田茂樹氏につきましては、当社の特定関係事業者である日本電気株式会社の使用人であります。
- ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役及び使用人としての報酬を除く）を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ④ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

(2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止のために行った行為並びに発生後の対応について
名和高司氏、萩原貴子氏、山神麻子氏及び大久保智史氏の在任中に不当な業務執行が行われた事実はありません。

4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、社外取締役（会社法第427条第1項の業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、名和高司氏、萩原貴子氏、山神麻子氏及び大久保智史氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、藤田茂樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項、第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間において、当社及び当社の子会社（会社法上の子会社又は子会社に該当していた法人）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを目的とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者の再任又は選任が承認された場合には各候補者は当該契約の被保険者となります。保険料については、当社が全額負担しております。

6. 名和高司氏、萩原貴子氏及び山神麻子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 日本電気(株) 入社
2016年7月 同社 システムデバイス事業部技術部長
2017年4月 同社 システムデバイス事業部長代理
2020年4月 同社 システムデバイス事業部長
2022年4月 同社 システムプラットフォーム企画部門マネージングディレクター
2023年4月 同社 パブリック企画統括部シニアディレクター（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤田茂樹氏は、日本電気株式会社のコンピュータ事業等に長年従事し、ICTに関する豊富な経験と高度な知識を有しており、2023年からは同社の企画統括部門に従事し、企業経営の分野にも携わっております。社外の客観的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行っていただくことに加え、同氏の経験や知見を活かした活動を行っていただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第1号議案が承認されたのちの経営体制<参考>

当社は「次世代循環型社会をリードするSolution Company」というグループビジョンのもと、キャピタルソリューションの革新により、環境と企業成長の好循環の実現と共に、多様化するお客様と社会の課題解決を通して、「次世代循環型社会」の実現を目指しています。

この実現に向けた経営戦略を踏まえ取締役会が備えておくべきスキルを特定し、知識・経験・能力が全体としてバランスよく備わるよう取締役を構成することとしております。

| 氏名 | 性別 | 知識・経験・能力 | | | | | | | | |
|--------|----|----------|---------|-------|------------------|------|----|-----|-------|------|
| | | 企業経営 | CSV・ESG | 財務・会計 | 法務・リスク マネジメント | 人事戦略 | 金融 | ICT | グローバル | 事業開発 |
| 菅沼 正明 | 男性 | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ |
| 木崎 雅満 | 男性 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 新井 貴 | 男性 | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ |
| 塚田 雄一 | 男性 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 名和 高司 | 男性 | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ |
| 萩原 貴子 | 女性 | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | |
| 山神 麻子 | 女性 | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| 大久保 智史 | 男性 | ○ | | | | | | ○ | | |
| 藤田 茂樹 | 男性 | ○ | | | | | | ○ | | |

スキル項目の定義の詳細は下記のとおりです。

| スキル項目 | 定義・補足 |
|---------------|---|
| ①企業経営 | 経営戦略の立案、損益責任をもった事業運営、経営基盤整備に関する知識・経験・能力 |
| ②CSV・ESG | CSV経営の推進によるESG・サステナビリティ視点での経営に関する知識・経験・能力 |
| ③財務・会計 | 財務・会計に関する知識・経験・能力 |
| ④法務・リスクマネジメント | 法令順守、企業倫理の徹底、公正な企業活動、企業価値の維持向上、内部統制に関する知識・経験・能力 |
| ⑤人事戦略 | 多様な人材の確保・育成・活用に関する知識・経験・能力 |
| ⑥金融 | リース・ファイナンスに関する知識・経験・能力 |
| ⑦ICT | ICTビジネスに関する知識・経験・能力 |
| ⑧グローバル | グローバルビジネスに関する知識・経験・能力 |
| ⑨事業開発 | 新事業の開発に関する知識・経験・能力 |

指名・報酬委員会の構成員は、菅沼正明氏（取締役）、木崎雅満氏（取締役）、名和高司氏（独立社外取締役）、萩原貴子氏（独立社外取締役）及び山神麻子氏（独立社外取締役）の5名となる予定です。

第2号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役二瓶俊哉氏が任期満了となり、監査役音田巨氏及び監査役南治孝司氏が辞任いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

こま ざき ひろし
駒 崎 宏



新任候補者

■生年月日

1963年6月13日生

■所有する当社の株式数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1987年4月 日本電気(株) 入社
2014年4月 同社 経理部管理室長
2014年11月 NECマネジメントパートナー(株)出向(経理財務サービス事業部長)
2016年10月 NEC Europe Ltd.出向(CFO)
2020年10月 日本電気(株) グローバルファイナンス本部上席主幹
2021年5月 NECマネジメントパートナー(株) 経理財務サービス事業部長
2023年4月 同社 経理財務サービス事業部 エグゼクティブエキスパート(現任)

社外監査役候補者とした理由

駒崎宏氏は、日本電気株式会社等において長年経理部門に従事し、財務・会計に関する高度な専門知識に加え、グローバル事業に関する豊富な知見を有しており、同氏の経験や知見を活かした専門的見地からの監査を行っていただけるものと判断し、常勤社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

おお やま たつ や
大 山 達 也



新任候補者

■生年月日

1965年3月13日生

■所有する当社の株式数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)SBI新生銀行) 入行
1999年5月 東京三菱証券(株)(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社
2011年12月 (株)ファーストリテイリング 入社(計画管理部財務部長)
2019年9月 日本電気(株) 入社(財務部長)
2022年4月 同社 経理財務部門経理部長(現任)

社外監査役候補者とした理由

大山達也氏は、金融機関出身者として金融に関する豊富な経験や高度な知識を有し、2019年からは日本電気株式会社において経理財務部門に従事し、財務・会計に関する専門知識を有しており、同氏の経験や知見を活かした専門的見地からの監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。



新任候補者

■ 生年月日

1973年4月14日生

■ 所有する当社の株式数

0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 駒崎宏氏、大山達也氏及び横溝重利氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

① 駒崎宏氏、大山達也氏及び横溝重利氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役及び使用人としての報酬を除く）を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。

② 各氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

③ 大山達也氏及び横溝重利氏は、当社の特定関係事業者である日本電気株式会社の使用人です。また、駒崎宏氏は、過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者である日本電気株式会社の使用人となったことがあります。

4. 監査役との責任限定契約について

当社は、期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、監査役との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、大山達也氏及び横溝重利氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、常勤の駒崎宏氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定はありません。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 監査役の仕事をしたことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項、第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間において、当社及び当社の子会社（会社法上の子会社又は子会社に該当していた法人）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償することを目的とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者の選任が承認された場合には各候補者は当該契約の被保険者となります。保険料については、当社が全額負担しております。

略歴、地位及び重要な兼職の状況

| | |
|---------|---|
| 1997年4月 | 日本電気(株) 入社 |
| 2019年4月 | 同社 財務部CCC改革推進室シニアエキスパート |
| 2022年4月 | 同社 経理財務部門CFOオフィスROIC経営推進グループROIC経営推進グループ長 |
| 2022年5月 | 同社 エンタープライズ企画統括部経理グループシニアプロフェッショナル |
| 2023年4月 | 同社 経理財務部門ITサービスFP&A統括部ITサービス・ソリューションFP&Aグループシニアマネージャー（現任） |

社外監査役候補者とした理由

横溝重利氏は、日本電気株式会社において長年経理部門に従事し、財務・会計に関する専門知識を有しており、同氏の経験や知見を活かした専門的見地からの監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬制度一部改定の件

当社は、2021年6月29日開催の第51期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠の範囲内において、また、年21,000株以内及び年額31百万円以内の範囲内において、譲渡制限付株式報酬を支給することにご承認をいただいております。

今般、譲渡制限付株式をより柔軟かつ円滑に付与し、株主の皆様との価値共有を更に進めることを目的として、対象取締役が、自己株式の処分によってだけでなく、新株発行によっても当社の普通株式の割り当てを受けられることとし、これに伴う所要の改定を行いたく存じます。

本議案を原案どおりご承認いただいた場合、譲渡制限付株式の付与のための報酬枠、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数及び譲渡制限付株式の付与に際しての1株あたりの払込金額の考え方について変更はありません。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役5名）となります。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役の地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に取締役の地位を喪失した場合には、当該喪失までの期間に応じて算定した数の本割当株式につき、譲渡制限を解除し、当社は、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等がなされる場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができる。
- (5) 上記(4)に規定する場合においては、当社は、上記(4)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会で定める。

なお、当社は2023年5月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を変更しておりますが、本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本割当株式の価値を割当に係る取締役会決議時点の株価で評価した金額は、前記年額の上限の範囲内とし、希釈率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、afterコロナに向けた経済活動の再開が進んだ一年となりました。その一方で、2022年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻は長期化の様相を呈し、原油や穀物などの商品価格の高騰を招くと共に、世界の中央銀行はインフレ対策として利上げを含めた金融引き締め政策で対応に追われるなど、先行きの不透明感が増す状況となりました。また12月には、日本銀行によるイールドカーブコントロールにおいて長期金利の許容変動幅が0.5%に拡大されるなど、国内においても金融緩和の修正を想起させる動きが見られるようになりました。このような国内外の環境変化を踏まえ、今後の経済活動の見通しについてはこれまで以上に注視していく必要があると考えています。

当社グループの属するリース業界においては、業界全体の2022年4月から2023年3月累計のリース取扱高は、前期比1.6%増の4兆2,495億円となっています。(出典：公益社団法人リース事業協会「リース統計」)

このような状況下において、当社リース事業の契約実行高は前期比1.4%減、成約高は同8.7%増となりました。契約実行高が前年割れとなっている主な要因は、前期に大型のGIGAスクール案件の計上があったことによるものであり、その影響を除くと前期を上回る水準となっています。成約高については官公庁、民需双方が伸長したことにより前期比増となっています。

ファイナンス事業においては、ファクタリングや企業融資の増加により、契約実行高、成約高共に前期を上回る結果となりました。これは主に国内外の短期の資金ニーズを取り込めたことによるものであります。

インベストメント事業においては、大型の販売用不動産売却収益等を計上したことから売上高は増加したものの、ベンチャーファンドビジネスのEXIT収益減少等により、売上総利益、営業利益については前年割れとなりました。

その他の事業においては、PFI・PPP手数料の増加や太陽光売電収益等を計上したことにより、売上高、営業利益共に前期を上回る水準を維持しました。

経営成績においては、前期に大型の貸貸資産の売却を計上したリース事業はほぼ横ばいの売上高となるものの、ファイナンス事業、インベストメント事業、その他の事業が伸長したことから売上高、売上総利益共に前期比増加となりました。また与信関連費用の改善に伴い販売費及び一般管理費は減少し、営業利益、経常利益については前期を上回る結果となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益については、非支配株主に帰属する当期純利益の増加に伴い前年割れとなりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上2,581億7百万円(前期比3.3%増)、営業利益117億15百万円(同12.1%増)、経常利益124億40百万円(同8.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益64億18百万円(同7.5%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

イ. リース事業

売上高は、前年並みの2,243億7百万円となり、営業利益は貸倒引当金繰入額の計上等により、前期比7億51百万円減少の63億68百万円となりました。

ロ. ファイナンス事業

売上高は、金利収益の増加等により前期比25.9%増の65億69百万円となり、営業損益は前期比28億9百万円増加の21億54百万円となりました。

ハ. インベストメント事業

売上高は、当期に大型の販売用不動産の売却があったこと等から、前期比39.4%増の228億13百万円となったものの、営業利益は営業投資有価証券売却益の減少等により、前期比9億83百万円減少の44億12百万円となりました。

ニ. その他の事業

売上高は、ヘルスケア不動産の賃料収入や太陽光売電売上等により、前期比6.8%増の44億62百万円となり、営業利益は前期比2億18百万円増加の4億93百万円となりました。

② 設備投資の状況

イ. 賃貸資産

当連結会計年度における賃貸資産設備投資（無形固定資産を含む）の新規取得高は、193億32百万円です。

ロ. その他の営業資産

当連結会計年度におけるその他の営業資産設備投資の新規取得高は、22億60百万円です。

ハ. 社用資産

当連結会計年度における社用資産の設備投資は、主にソフトウェアの新設・拡充等の38億53百万円です。

③ 資金調達状況

資金調達面では、安定的な資金調達と資金コストの低減の両立を基本方針としております。資産構成への適合性にも配慮し、長期資金と短期資金、間接調達と直接調達のバランスを図っており、また、金融情勢の変動に対し柔軟に対応できるよう、これまで調達手段の多様化を実践してまいりました。

当連結会計年度末の有利子負債残高につきましては、8,593億49百万円と前連結会計年度末の8,424億29百万円から169億20百万円増加しております。

当連結会計年度における調達施策といたしましては、企業のE S G (Environmental(環境)、Social(社会)、Corporate Governance(企業統治)) 側面の取組や情報開示、S D G s (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) 達成への貢献に対して評価を受けた「ポジティブ・インパクト金融原則適合型E S G/S D G s 評価融資」による資金調達を実施いたしました。また、2022年5月に第23回無担保社債、2022年10月に第24回無担保社債を発行し、調達チャネルの安定基盤構築に努めました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高に占める直接金融比率は40.4%、長短比率については、短期比率が31.4%となっており、当社としては足元の経済環境や市場環境を踏まえると、適正水準にあるものと認識しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

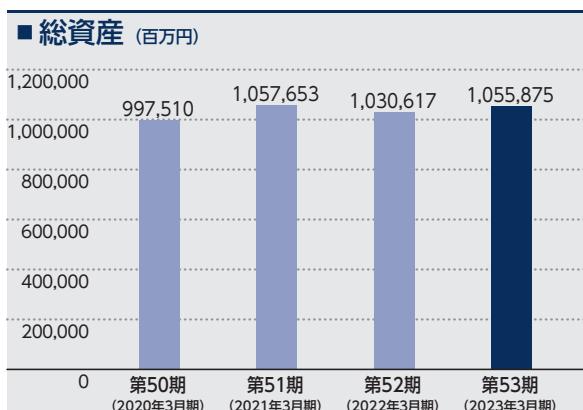
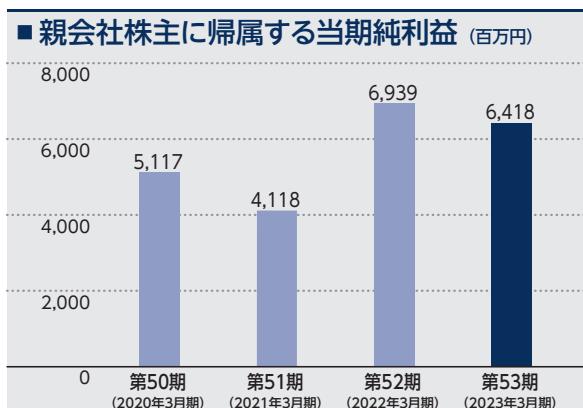
① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 50 期 (2020年3月期) | 第 51 期 (2021年3月期) | 第 52 期 (2022年3月期) | 第 53 期 (当期) (2023年3月期) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 220,716 | 221,255 | 249,907 | 258,107 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 8,292 | 5,965 | 10,447 | 11,715 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 5,117 | 4,118 | 6,939 | 6,418 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 237.66 | 191.29 | 322.37 | 298.14 |
| 総 資 産 (百万円) | 997,510 | 1,057,653 | 1,030,617 | 1,055,875 |
| 純 資 産 (百万円) | 105,248 | 113,885 | 121,740 | 128,815 |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 50 期 (2020年3月期) | 第 51 期 (2021年3月期) | 第 52 期 (2022年3月期) | 第 53 期 (当期) (2023年3月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 197,438 | 209,914 | 230,196 | 231,557 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 5,127 | 4,564 | 5,094 | 7,656 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 3,200 | 3,366 | 5,892 | 6,560 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 148.64 | 156.36 | 273.71 | 304.67 |
| 総 資 産 (百万円) | 957,891 | 1,012,614 | 983,328 | 1,013,839 |
| 純 資 産 (百万円) | 88,458 | 90,573 | 95,639 | 100,745 |

企業集団の財産及び損益の状況の推移 <参考>



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--|-----------------|----------|-------------------------------|
| キャピテック&リポートテクノロジーサービス株式会社 | 100百万円 | 100.0% | ICT関連サービス事業、中古物品売買等 |
| 株式会社リサ・パートナーズ | 100百万円 | 99.9% | 企業投資、債権投資、不動産、ファイナンス、アドバイザー業務 |
| NEC Capital Solutions Singapore Pte. Limited | SG\$ 26,000,000 | 100.0% | リース事業、ファイナンス事業等 |
| NEC Capital Solutions Malaysia Sdn. Bhd. | MYR30,000,000 | 100.0% | リース事業、ファイナンス事業等 |
| NEC Capital Solutions America, Inc. | US\$45,300,001 | 100.0% | 持株会社（米国におけるリース事業、ファイナンス事業等） |
| NEC Financial Services, LLC | US\$32,000,000 | 100.0% | リース事業、ファイナンス事業等 |

③ 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は当社の議決権総数の37.68%、三井住友ファイナンス&リース株式会社は当社の議決権総数の24.96%を保有しており、両社は当社の関係会社であります。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2023年5月に「5類」への移行が決定されるなど、新型コロナウイルス感染症拡大に関するリスクは沈静化し、経済活動の正常化に向けた動きは継続している一方で、2022年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻は長期化の様相を呈し、欧米諸国の経済制裁と相俟って世界経済に大きな影響を与えています。侵攻以来、原油や穀物などの商品価格の高騰は続き、世界の中央銀行は利上げを含めた金融引き締め政策で対応を図っているものの、その効果は限定的なものにとどまっています。また国内では日銀がイールドカーブコントロールの変動幅を拡大するなど、金融政策の転換が想起されるような動きも出てきており、これまで以上に注視が必要な状況となっています。

このような状況において、新型コロナウイルスの影響が世界的に鎮静化するなか、グローバルなテーマとして改めてサステナビリティが議論されるようになりました。SDGsをはじめサステナビリティについてはこれまでもその必要性、重要性について多くが語られてきましたが、企業経営に直接的にアプローチするものではありませんでした。しかしながら、昨今の異常気象による世界的な経済損失の拡大が無視できない規模となってきたことから、企業経営者に直接サステナビリティ経営の推進を促す国際的なフレームワークが確立されました。その代表的なものがTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）であり、東証の市場再編に合わせプライム市場上場企業については2023年3月期以降、その枠組みに沿った取り組みの開示が義務化されることとなりました。これら内外環境の対処すべき課題に対し、当社は、これまで掲げてきたCSV経営をさらに進化させるべく、SDGsのゴールでもある2030年に向けた新たなグループビジョン「次世代循環型社会をリードするSolution

Company」を策定すると共に、「次世代循環型社会」の実現に向けた第一段階として「中期計画2025」を策定いたしました。グループビジョン実現に向けた最初のステップとなる「中期計画2025」では、2030年の目指す姿・持続的な成長実現に向けて変革に挑戦する3年間とし、CSV経営を実践し事業を通じてお客様と社会の課題を解決すると共に、次世代循環型社会の実現に向けて当社らしい循環型サービスを創出していきます。

なお、グループビジョン2030と中期計画2025の概要は以下の通りです。

① グループビジョン2030の概要

当社グループは2023年4月、新たなグループビジョン「次世代循環型社会をリードするSolution Company」を策定いたしました。これまで掲げてきたCSV経営（Creating Shared Value＝共通価値の創造）は継続しながら、気候変動対応をはじめとする社会課題の多様化、先端技術の発展、将来の産業や社会生活の大きな変化に対応するべく、CSV経営と親和性の高いSDGsに同期する2030年を新たなグループビジョンのゴールとしました。

これまで私たちはリース事業を通して、環境に配慮した製品の導入、高度な3R処理による資源循環により循環型社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。一方で、2030年以降を見据えた「次世代循環型社会」は、資源効率の向上による環境負荷の低減のみならず、資源を循環利用し続ける世界、そこから発展し、新たな付加価値を生み出し続ける循環型の経済社会となることを想定しています。

この想定する社会において、当社グループはキャピタルソリューションの革新により、モノの循環利用に繋がるサービス、地域経済・社会の好循環に繋がるサービス、企業成長の好循環に繋がるサービスを提供し、環境と成長の好循環を実現すると共に、多様化するお客様と社会の課題解決を通して、「次世代循環型社会」の実現を目指してまいります。

また、新たなグループビジョンに含まれる「Solution Company」の「Company」には、一般的な「会社」という意味に加え、「価値観を共有する集団（仲間）」という意味も含めています。社会課題解決に向けた付加価値の提供による収益力の向上と共に、このグループビジョンには価値観を共有する従業員が誇りに思える会社作り（エンゲージメントの向上）に向けた思いを込めたものとなっています。

なお、グループビジョンの策定に併せて、事業活動を通じた社会課題の解決とその活動を支える経営基盤に関し、当社グループのマテリアリティを以下のように再特定しております。

- ・ 脱炭素社会・循環型経済の推進
- ・ 社会・ICTインフラ整備の推進
- ・ 社会課題解決に向けた新たなサービスや事業の創出
- ・ 人的資本への投資
- ・ 企業価値向上を支えるコーポレートガバナンスの追求

② 中期計画2025の概要

グループビジョン2030「次世代循環型社会をリードするSolution Company」には大きく3つの段階があり、「中期計画2025」では第一段階の実現を目指す方針を掲げています。

- 第一段階 当社らしい循環型サービスを創出
- 第二段階 当社らしい循環型サービスを発展

第三段階 当社らしい循環型サービスの収益確立

グループビジョン実現に向けた最初のステップとなる「中期計画2025」では、2030年の目指す姿・持続的な成長実現に向けて変革に挑戦する3年間とし、CSV経営を実践し事業を通じてお客様と社会の課題を解決すると共に、次世代循環型社会の実現に向けて当社らしい循環型サービスを創出していきます。お客様、社会、株主、自社の観点から「中期計画2025」のねらいを以下のとおり定め、各戦略で施策を具体化しています。

- ・お客様：サービスの提供によりお客様の経営課題を解決
- ・社会：事業を通じて社会の課題を解決
- ・株主：CSV経営の実践による企業価値向上
- ・自社：ビジョン実現のための事業戦略実行

「中期計画2025」は3つの事業戦略と、それを支える経営基盤強化戦略で構成しています。

事業戦略① サービス事業の拡大、新たな循環型サービスを創出

- ・再生可能エネルギー発電、ウェアハウジング、ITアセットマネジメント、観光の各事業におけるサービス拡大
- ・ICT製品のサブスクリプションサービスの推進や不動産の活性化促進等によるモノの循環利用に繋がるサービス創出
- ・PFI・PPP事業の拡大、地域金融の循環モデル構築支援、地域ベンダーが提供する自治体DXサービスとの連携強化による地域経済・社会の好循環に繋がるサービス創出
- ・企業のライフサイクルに応じたサービスやファンド投資事業、M&A等アドバイザリーの拡大による企業成長の好循環に繋がるサービス創出

事業戦略② 注力事業への戦略的投資による成長加速

- ・お客様・ベンダーとのシステム連携や企画機能強化を通じたICT関連サービスの高付加価値化による事業規模拡大
- ・国内外における金融プロダクトの領域拡大・高度化による高収益の獲得

事業戦略③ ベンダーファイナンスの強化および顧客基盤拡充

- ・新規ベンダー、パートナーの開拓や既存ベンダーとの連携強化による収益性向上および収益機会創出
- ・ベンダーファイナンス起点のお客様に対するダイレクト営業の強化をはじめとしたお客様の課題に対するソリューション開発・提供による取引深耕

経営基盤強化戦略

- ・業務プロセスのデジタル化やデジタル情報の活用を踏まえた基盤整備等による業務の標準化、品質・効率の向上および「三つの防衛線」機能の高度化
- ・DX基盤となるコアシステムの立ち上げと安定稼働やワークスタイル変革を支えるIT環境の構築をは

はじめとしたデジタル技術の活用促進・DX活動の推進

- ・経営戦略に連動した組織作り・人材マネジメント制度導入と挑戦・革新し続ける風土作り、カルチャー変革
- ・自律的なコンプライアンス風土の実現と、コーポレートガバナンスの実効性向上に加え、経営管理の高度化、事業変革するための経営戦略および計画立案・推進機能の強化等によるスタッフ機能の強化並びに営業サポート機能の向上
- ・カーボンニュートラルの実現（2040年度（2041年3月期）までに連結ベースのScope1+2を実質ゼロとする）に向けた諸施策の実行

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（2023年3月31日現在）

| 事業セグメント | 事業内容 |
|------------|--|
| リース事業 | 情報通信機器、事務用機器及びその他各種設備機器等のリース・レンタル・割賦販売 リースに関連する物品売買、満了・中途解約に伴う物件売却及びリース機器の保守サービス等 |
| ファイナンス事業 | 金銭の貸付、ファクタリング及び配当収益の収受を目的とする有価証券投資等 |
| インベストメント事業 | 有価証券の売却益の収受を目的とするベンチャー企業向け投資等 株式会社リサ・パートナーズが行っているアセット、不動産及びアドバイザーの各ビジネス |
| その他の事業 | エネルギー・観光・農業・ヘルスケアを領域とする新事業、PFI・PPP事業及びその他各種サービス等 |

(6) 主要な営業所（2023年3月31日現在）

① 当社

| 本社 | 東京都港区 |
|----|--|
| 支店 | 北海道支店（札幌市） 千葉支店（千葉市） 中部支店（名古屋市） 四国支店（高松市） |
| | 東北支店（仙台市） 西東京支店（立川市） 北陸支店（金沢市） 九州支店（福岡市） |
| | 関東支店（さいたま市） 神奈川支店（横浜市） 関西支店（大阪市） |
| | 新潟支店（新潟市） 静岡支店（静岡市） 中国支店（広島市） |

② 子会社

| | |
|--|-----------|
| キャピテック&リポートテクノロジーサービス株式会社 | 本社（東京都港区） |
| 株式会社リサ・パートナーズ | 本社（東京都港区） |
| NEC Capital Solutions Singapore Pte. Limited | シンガポール |
| NEC Capital Solutions Malaysia Sdn. Bhd. | マレーシア |
| NEC Capital Solutions America, Inc. | アメリカ |
| NEC Financial Services, LLC | アメリカ |

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 866名 | 54名増 |

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。また、従業員数には、契約社員・パート社員・派遣社員は含んでおりません。なお、当連結会計年度から算定方法を変更し、従来従業員数に含めていなかった嘱託社員数を従業員数に含めて記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 703名 | 62名増 | 43.1歳 | 13.4年 |

(注) 従業員数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。また、従業員数には、契約社員・パート社員・派遣社員は含んでおりません。なお、当連結会計年度から算定方法を変更し、従来従業員数に含めていなかった嘱託社員数を従業員数に含めて記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 95,849百万円 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 42,700百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 42,315百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 41,119百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 30,473百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

その他企業集団の現況に関する重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 86,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,533,400株
- ③ 株主数 27,485名
- ④ 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|---------|--------|
| 日本電気株式会社 | 8,110千株 | 37.66% |
| 三井住友ファイナンス&リース株式会社 | 5,373千株 | 24.95% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 897千株 | 4.16% |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 255千株 | 1.18% |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 225千株 | 1.04% |
| 住友生命保険相互会社 | 200千株 | 0.92% |
| 株式会社日本カストディ銀行 | 193千株 | 0.89% |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 112千株 | 0.52% |
| J P モルガン証券株式会社 | 110千株 | 0.51% |
| S M B C 日興証券株式会社 | 93千株 | 0.43% |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（709株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 菅 沼 正 明 | |
| 代表取締役 | 永 井 克 紀 | 執行役員常務 |
| 取締役 | 新 井 貴 | 執行役員常務 株式会社リサ・パートナーズ 取締役 株式会社OHANA PANA 代表取締役 |
| 取締役 | 木 崎 雅 満 | 執行役員常務 |
| 取締役 | 名 和 高 司 | 一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻 教授 株式会社ジェネシスパートナーズ 代表取締役社長 味の素株式会社 社外取締役 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 京都先端科学大学ビジネススクール 教授 株式会社朝日新聞社 社外監査役 |
| 取締役 | 萩 原 貴 子 | 株式会社DDD 代表取締役 株式会社ツインバード 社外取締役 稲畑産業株式会社 社外取締役 |
| 取締役 | 山 神 麻 子 | ITN法律事務所 パートナー カゴメ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社ニコン 社外取締役（監査等委員） |
| 取締役 | 大久保 智 史 | 日本電気株式会社 経営企画部門経営企画部上席プロフェッショナル兼関連企業室長 NECファシリティーズ株式会社 取締役 NECネクサソリューションズ株式会社 監査役 NECフィールディング株式会社 監査役 |
| 取締役 | 永 井 孝 典 | 日本電気株式会社 社会公共事業支援部門長 NEC VALWAY株式会社 取締役 NECマネジメントパートナー株式会社 取締役 株式会社ワイイーシーソリューションズ 取締役 |
| 常勤監査役 | 音 田 亘 | |
| 常勤監査役 | 小 泉 吉 之 | ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 監査役 |
| 監査役 | 二 瓶 俊 哉 | 日本電気株式会社 エンタープライズ企画統括部経理グループディレクター |
| 監査役 | 南 治 孝 司 | 日本電気株式会社 経理財務部門CFOオフィス長 |

- (注) 1. 取締役名和高司氏、取締役萩原貴子氏、取締役山神麻子氏、取締役大久保智史氏及び取締役永井孝典氏は、社外取締役であります。
2. 監査役音田亘氏は、常勤の社外監査役であります。監査役二瓶俊哉氏及び監査役南治孝司氏は、社外監査役であります。
3. 次の各監査役は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・社外監査役音田亘氏は、日本電気株式会社等において、長年にわたり経理部門の業務に従事しておりました。
 - ・社外監査役二瓶俊哉氏は、日本電気株式会社において、長年にわたり経理部門の業務に従事しております。
 - ・社外監査役南治孝司氏は、日本電気株式会社において、長年にわたり経理部門・財務部門の業務に従事しております。
4. 取締役名和高司氏、取締役萩原貴子氏及び取締役山神麻子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|------------|--------------|--|
| 今 関 智 雄 | 2022年6月28日 | 退任 (任期满了) | 代表取締役社長 |
| 手 塚 修 一 | 2022年6月28日 | 退任 (任期满了) | 取締役 |
| 村 井 克 行 | 2022年6月28日 | 辞任 | 常勤監査役 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 監査役 株式会社リサ・パートナーズ 監査役 リサ企業再生債権回収株式会社 監査役 株式会社リサ投資顧問 監査役 株式会社リサ・キャピタル・マネジメント 監査役 株式会社リサ・プリンシパル・インベストメンツ 監査役 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役（常勤の社外監査役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項、第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、当社及び当社の子会社（会社法上の子会社又は子会社に該当していた法人）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを目的とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料については、当社が全額負担しております。

当社は、上記の保険契約により被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定額に至らない損害を填補の対象としない免責額の定め及び損害の一部を被保険者自身の負担とする旨の定めを設けております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

イ. 報酬の基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする事としております。

2012年6月26日開催の第42期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）、監査役の報酬限度額を年額80百万円以内とする決議を行っております。当該決議時の取締役は8名（うち社外取締役は4名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）です。また、2021年6月29日開催の第51期定時株主総会において、当該報酬の範囲内で、当社取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入し、付与する株式数及び額を年21,000株以内及び年額31百万円以内とする決議を行っております。当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役5

名)です。

取締役の報酬等については、株主総会で決議した報酬限度額内において、2012年度より導入した役員報酬制度にもとづき、指名・報酬委員会が審議しております。当社の指名・報酬委員会は、過半数を独立社外取締役で構成し、議長は委員の互選により選任しております。また、取締役の個別の評価及び報酬額に関しては、指名・報酬委員会が審議し、取締役会より一任を受けた代表取締役社長に対し答申した後、代表取締役社長は答申に基づき決定しております。取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続きの両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとしております。

監査役の報酬等については、株主総会で決定した報酬限度額内において、監査役の協議により決定しております。

ロ. 報酬の構成

| | | |
|------------|--|--|
| 業務執行取締役の報酬 | 業務執行の役割を担う取締役の報酬は、監督機能に対する監督報酬、及び執行機能に対する執行報酬（内訳として、基本報酬、業績報酬及び株式報酬）により構成することを取締役会決議により決定しております。各報酬の内容は以下のとおりです。 | |
| | 監督報酬 | 取締役会の構成員としての執行取締役及び執行役員の業務執行の監督、監視及び意思決定の職務執行に対する対価であり、役位別に固定報酬として設定しております。 |
| | 執行報酬 | 業務執行取締役としての職務執行に対する対価であり、①基本報酬、②業績報酬及び③株式報酬により構成しております。 ①基本報酬は年額の固定額とし役位、職責等に応じて定めており、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して適宜見直しを図るものとしております。 ②業績報酬は連結当期純利益を指標とした基準額及び個人ごとに設定したKPIに対する達成度合いに応じて0～200%の範囲で変動するものとし、毎年一定の時期に賞与として支給いたします。 ③株式報酬は譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と株主の皆様との価値共有をより一層進めることを目的に一定の時期に付与いたします。その内容は、当社の指名・報酬委員会への諮問等、客観性、透明性を担保した手続きを経て株主総会にてご承認をいただいた範囲内で、付与の都度、取締役会において決議いたします。 |
| 社外取締役の報酬 | 監督機能を担う社外取締役の報酬は固定の月額報酬のみとし、業績連動による報酬は設けておりません。 | |
| 監査役報酬 | 監査役報酬は、その職責が取締役の職務執行の監査であることから、固定の月額報酬のみとし、業績連動による報酬は設けておりません。 | |

ハ. 取締役報酬の業績報酬に係る指標、選定理由及び支給額の決定方法

業務執行取締役の報酬のうち業績報酬は、代表取締役社長については当連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」を評価指標とし、代表取締役社長以外の取締役については当連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」及び中長期的な経営課題の解決に関する「個人KPI」を指標としております。

「親会社株主に帰属する当期純利益」は、当グループ全体の企業価値の向上と株主の皆様のご利益最大化について責任を持つ取締役の報酬決定の指標としてふさわしいこと、「個人KPI」は各管掌分野に応じた中長期視点での重点課題の解決を目標とした指標を設定することで中長期での成長と発展に繋がることから、取締役の報酬決定の指標としてふさわしいと判断し、業績報酬の指標としております。支給額の決定については、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において上記の評価の妥当性を審議し、その結果を業績報酬に反映させて決定しております。

役位別に設定する評価割合は以下のとおりです。

| | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 個人KPI |
|------------------------|-----------------|-------|
| 代表取締役社長 | 100% | — |
| 上記以外の取締役 (社外取締役を除く) | 75% | 25% |

ニ. 当事業年度における取締役報酬の業績報酬に係る指標の達成率

(a) 2022年3月期達成率

| 評価指標 | 達成率 |
|-----------------|--------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 133.4% |

(b) 2023年3月期達成率

| 評価指標 | 達成率 |
|-----------------|--------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 101.8% |

(注) これまで業績報酬は翌年度の報酬総額に組み込み月額報酬として支払いを行ってきましたが、2022年度よりこれを賞与として支給する方式に改定することを取締役会で決議しました。この改定に伴い、2023年6月に支給する賞与を引当金として2022年度に計上していることから、下表ホの業績報酬（賞与）の金額は、2年分を合算した数値となっております。これに合わせて、算定根拠となる業績報酬に係る指標の達成率も、上記(a)(b)の通り2年分を掲載しております。

ホ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------------------|-----------------|-------------------------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 (監督報酬+ 基本報酬) | 業績報酬 (賞与) | 株式報酬 (譲渡制限付 株式) | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 180 (24) | 101 (24) | 69 (-) | 9 (-) | 11 (5) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 32 (16) | 32 (16) | - | - | 5 (3) |
| 合計 (うち社外取締役 及び社外監査役) | 212 (40) | 133 (40) | 69 (-) | 9 (-) | 16 (8) |

- (注) 1. 取締役 (社外取締役を除く) の固定報酬は、監督報酬と基本報酬の合計額となります。
 2. 上記二の (注) 記載の理由から業績報酬 (賞与) の金額は2年分を合算した数値となっております。
 3. 上記には、2022年6月28日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
 4. 当事業年度に取締役 (社外取締役を除く) 4名に対し、株式報酬として4,366株を交付しております。

へ. 取締役の個人別の報酬の内容が会社法第361条第7項の方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、取締役の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会による答申を尊重して取締役会より一任を受けた代表取締役社長が決定しております。

指名・報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と報酬等の内容及び額の決定の方法の整合性、当該決定方法に数値その他の関係する要素を当てはめて報酬等の内容及び額を導き出す過程の合理性等をはじめとする報酬等の決定に関する事項について多角的な観点から審議を行った上で、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を取締役会から一任を受けた代表取締役社長に答申しました。取締役会から一任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議の過程と答申の内容を確認した上で、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の方針に沿うものであると判断しました。

ト. 取締役会から取締役その他の第三者に対して取締役の個人別の報酬の内容の決定に係る権限を委任した理由

当事業年度については、2022年6月28日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長菅沼正明に対して、取締役の個別の評価及び報酬額の決定を委任しております。

当社は、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が機動的な報酬額の決定に適していると考えられるため、上記の権限を委任したものであります。また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の答申を尊重して個々の取締役の報酬の内容を決定しております。

⑥ 社外役員に関する事項（2023年3月31日現在）

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・日本電気株式会社と当社との間には、リース物件購入等の取引関係があります。
- ・一橋ビジネススクールと当社との間には、取引関係はありません。
- ・株式会社ジェネシスパートナーズと当社との間には、取引関係はありません。
- ・味の素株式会社と当社との間には、取引関係はありません。
- ・SOMP Oホールディングス株式会社と当社との間には、取引関係はありません。
- ・京都先端科学大学ビジネススクールと当社との間には、取引関係はありません。
- ・株式会社朝日新聞社と当社との間には、リース等の取引関係があります。
- ・株式会社DDDと当社との間には、取引関係はありません。
- ・株式会社ツインバードと当社との間には、取引関係はありません。
- ・稲畑産業株式会社と当社との間には、ファクタリングの取引関係があります。
- ・ITN法律事務所と当社との間には、取引関係はありません。
- ・カゴメ株式会社と当社との間には、取引関係はありません。
- ・株式会社ニコンと当社との間には、リース等の取引関係があります。
- ・NECファシリティーズ株式会社と当社との間には、ファクタリング等の取引関係があります。
- ・NECネクサソリューションズ株式会社と当社との間には、リース物件購入等の取引関係があります。
- ・NECフィールドディング株式会社と当社との間には、リース物件購入等の取引関係があります。
- ・NEC VALWAY株式会社と当社との間には、業務委託等の取引関係があります。
- ・NECマネジメントパートナー株式会社と当社との間には、リース等の取引関係があります。
- ・株式会社ワイイーシーソリューションズと当社との間には、リース物件購入等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況等

| | 活 動 状 況 |
|-------------|--|
| 取締役 名 和 高 司 | 当事業年度に開催された14回の取締役会のうち13回出席いたしました。名和高司氏は一橋ビジネススクール国際企業戦略専攻の教授を務めるなど、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、独立社外取締役として一般株主、各種ステークホルダーの利益保護の観点や企業経営、CSV、事業戦略等幅広い分野について社外の客観的見地から発言および質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行いました。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会において活発な審議に参加しました。 |
| 取締役 萩 原 貴 子 | 当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席いたしました。萩原貴子氏はソニーグループ株式会社の関連会社の代表取締役を務めた経験があるほか、現在も他の事業会社の代表取締役や社外役員を務めており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、独立社外取締役として一般株主、各種ステークホルダーの利益保護の観点や企業経営、人事戦略、女性活躍の推進等について社外の客観的見地から発言および質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行いました。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会において活発な審議に参加しました。 |
| 取締役 山 神 麻 子 | 当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席いたしました。山神麻子氏は弁護士として企業法務や国際法務、コンプライアンス等に関する専門的な知識と経験を有するほか、他の事業会社の社外役員も務めており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、独立社外取締役として一般株主、各種ステークホルダーの利益保護の観点やグローバルビジネスを含めた法務・コンプライアンス等について社外の客観的見地から発言および質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行いました。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会において活発な審議に参加しました。 |
| 取締役 大久保 智 史 | 当事業年度に開催された14回の取締役会全てに出席いたしました。大久保智史氏は日本電気株式会社の経営企画部門上席プロフェッショナルとして企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、主に社外の客観的見地から発言するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行いました。 |
| 取締役 永 井 孝 典 | 当事業年度に開催された14回の取締役会のうち13回出席いたしました。永井孝典氏は日本電気株式会社の社会公共事業支援部門長として企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、主に社外の客観的見地から発言するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための活動を行いました。 |
| 監査役 音 田 亘 | 当事業年度に開催された14回の取締役会全て、監査役会11回全てに出席いたしました。音田亘氏は日本電気株式会社等において長年にわたり経理部門の業務に従事しており、財務・会計に関する専門的知識を有していることから、これらの専門的見地をもとに常勤監査役として重要会議への出席や重要書類の閲覧により当社取締役の業務執行状況を監督していただくことを期待しております。同氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築のための活動を行いました。 |
| 監査役 二 瓶 俊 哉 | 当事業年度に開催された14回の取締役会全て、監査役会11回全てに出席いたしました。二瓶俊哉氏は日本電気株式会社において長年にわたり経理部門の業務に従事しており、財務・会計に関する専門的知識を有していることから、これらの専門的な見地からの監督を期待しております。同氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築のための活動を行いました。 |
| 監査役 南 治 孝 司 | 当事業年度に開催された14回の取締役会全て、監査役会11回全てに出席いたしました。南治孝司氏は日本電気株式会社において長年にわたり経理・財務部門の業務に従事しており、財務・会計に関する専門的知識を有していることから、これらの専門的な見地からの監督を期待しております。同氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築のための活動を行いました。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|--------|
| ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 117百万円 |
| ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 156百万円 |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 報酬等について監査役会が会社法第399条第1項及び第2項の同意をした理由

監査役会は、会計監査人及び関係部署からの聴取及び資料収集を通じて、当事業年度における会計監査人の会計監査計画の適切性・妥当性、職務遂行状況及び前事業年度との差異並びに報酬等の前提となる見積り額の算出根拠・内容等を検証した結果、妥当であると考え、同意しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレターの作成を委託し、対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定することといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の決議に基づき次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。この基本方針に基づき、当社代表取締役社長の指導の下、当社取締役及び従業員が一丸となって実行し、かつ、不断の見直しによってその改善を図り、適法かつ効率的な企業体制を整備しております。

- イ. 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社グループ（当社及び当社子会社を合わせたものをいいます。以下、同じ。）は、法令及び定款等社内規程の遵守の確保を目的としてNECキャピタルソリューショングループ行動規範を制定し、すべての当社取締役、従業員及び重要な子会社の取締役ならびに従業員は、日常の業務遂行においてNECキャピタルソリューショングループ行動規範に定めた事項を遵守します。
 - (b) 当社グループは、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、日常的にモニタリングを行い体制の維持・改善を図り、財務報告の信頼性の確保をはじめ、業務の有効性・効率性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全に努めます。
 - (c) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。
 - (d) コンプライアンスを企業風土として全社的かつ永続的に定着させるため、当社取締役は、自ら率先して不断の研鑽、垂範、指導を行います。
 - (e) 当社グループの取締役及び従業員に対して、NECキャピタルソリューショングループ行動規範の周知徹底のための教育研修活動を定期的に行います。
 - (f) 当社監査部は、当社グループにおける法令及び定款等社内規程の遵守状況に関する内部監査及び子会社監査を行い、監査結果を適宜、当社代表取締役社長及び当社監査役に報告します。
 - (g) 当社グループにおける法令及び定款等社内規程違反行為の未然防止の徹底を図るとともに、当該違反行為の早期発見に努め、また、当該違反行為を発見した場合の報告体制として、自浄作用の維持・強化を図るため、社外専門家を窓口とする内部通報制度を設け、報告者の匿名性保持、関係者以外への報告情報の不開示、報告に基づく調査・確認・措置、再発防止策の徹底、報告者への報復行為の禁止等の措置を講じます。また、当社グループにおける内部通報制度に基づく通報の状況は、適宜、当社代表取締役社長及び当社監査役ならびに取締役会に報告します。
 - (h) 当社監査役は、企業集団における業務の適正性の確保のため、子会社の監査役等と意見交換を行い、連携を図ります。
 - (i) 内部統制委員会を設置し、当社グループにおいて、会社法及び金融商品取引法で要求されている内部統制システムの構築、推進、維持、強化を行うとともに、コンプライアンス全般及びその他の内部統制に関する対策を協議します。
 - (j) 当社と当社の主要取引先であるNECグループに属する会社との取引が法令、会計規則、その他社会規範に照らし不適切なものとならないよう徹底します。

- ロ. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 情報セキュリティに関する規程を定め、情報セキュリティの責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に行います。
 - (b) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録等重要な会議に係る書類及び当社取締役の職務の執行に係る各種の文書、帳票類等については、法令及び社内規程に従い適切に作成、保存、管理、廃棄を行います。
 - (c) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO27001」の認証を取得し、当社における情報資産の機密性、完全性、可用性を確保・維持します。
- ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社は、当社グループの不測の事態発生時のリスクを回避、極小化するため、各種のリスクを想定、分類した形でリスク管理に関する規程を整備し、リスク発生時の迅速かつ適切な情報伝達と指揮命令系統の確立等、リスクマネジメントの徹底を行う危機管理体制を整備します。
 - (b) 当社の各部門は、担当業務及び主管する子会社に関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
 - (c) 当社は、リスク管理の強化を多角的に図るため、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある各種のリスクに関する対策を協議し、全社的なリスクマネジメントを実施します。
 - (d) 定期的に当社グループの与信及びリスクポートフォリオ並びに主要な取引先の状況を、リスクマネジメント委員会及び取締役会において報告します。
 - (e) 当社は、経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、取締役会において報告します。
- ニ. 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、執行役員制度を導入し、当社取締役としての監督機能と執行役員としての執行機能の明確化及び各々の意思決定の迅速化を図ります。
 - (b) 当社は、職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、執行役員・部門長等の指揮命令系統、職務権限・責任を明確に規定するとともに、取締役会、経営会議等の各会議の機能・位置付け、委員会の機能・位置付け等を明確に規定し、経営を適正かつ効率的に行うための体制を整備・強化します。
 - (c) 当社グループにおいて統一的な経営を図るため、当社グループの中期計画を策定し、子会社を主管する各部門が定期的に当社代表取締役との間で子会社の目標・計画の進捗等について協議します。
 - (d) 当社グループ間ファイナンスを活用し、子会社の資金調達の効率化を図ります。
- ホ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) グループ会社の管理に関する規程を定め、子会社を主管する各部門が子会社の事業運営に関する重要事項について、子会社の取締役及び従業員との間で緊密に連絡をとり協議します。また、重要な子会社については、定期的に当該子会社取締役により当該子会社の状況を当社代表取締役へ報告します。
 - (b) グループ会社の管理に関する規程において、災害の発生とその他経営上の重要事項については、当社に報告する体制を整備します。

- へ. 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- (a) 当社は、当社監査役の職務を補助する人員を設置します。
 - (b) 当社監査役を補助する人員、業務、体制等の具体的な内容については、当社監査役との適正な意思疎通に基づき検討します。
- ト. 当社監査役の職務を補助すべき従業員の当社取締役からの独立性に関する事項
- (a) 当社監査役の職務を補助すべき従業員の人事（異動・評価・懲戒等）については、監査役の事前の同意を必要とします。
 - (b) 当社監査役より監査業務に必要な指示・命令を受けた従業員は、当該指示・命令に関して当社代表取締役社長等の指揮命令を受けません。
- チ. 当社監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 上記へ、トに加え、当社監査役の職務を補助する人員は専任とし、当社監査役の指示が迅速かつ適切に実行されるよう体制を整えます。
- リ. 当社監査役に報告をするための体制
- (a) 当社取締役及び従業員が当社監査役に報告をするための体制
 - ・当社取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて速やかに必要な報告を文書または口頭をもって行います。
 - ・当社監査役としての職務を適切に遂行するため、取締役会、経営会議、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会を含む会社のあらゆる会議への出席を可能とします。
 - ・当社監査部が、内部通報制度の運用状況について、適宜、当社監査役に報告します。
 - (b) 子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
 - ・当社監査部が、子会社の法令及び定款等社内規程の遵守状況を適宜、当社監査役に報告します。
 - ・当社監査部が、当社グループに適用される内部通報制度の運用状況について、適宜、当社監査役に報告します。
- ヌ. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループに適用される内部通報制度において、内部通報者及び監査役へ報告を行った者に対する不利な取扱いを禁止します。

ル. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設け、社内規程により費用等の処理について定めます。

ヲ. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 当社監査役は、監査役としての職務を適切に遂行するため、当社代表取締役社長との間で定期的な意見交換を行います。

(b) 当社監査役は、会計監査人及び監査部との間で定期的な意見交換を行います。

② 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ. コンプライアンス体制及び業務品質向上の取り組みについて

当社は、代表取締役社長、監査役、執行役員及び関係部門長が出席する内部統制委員会を、四半期に1回開催し、当社グループの内部統制及びコンプライアンス体制全般について協議、報告を行い、それらについて日々向上を図っております。また、当社グループの全役員及び従業員を対象としたコンプライアンス教育のほか、情報セキュリティに関する教育を実施しております。

内部通報制度は、社内規程に基づく運用がなされ、その状況は取締役会に報告しております。

当社は、貸金業法、金融商品取引法その他の各種法令を遵守した業務運営について会議体を通じて関係部門が連携し、管理レベルの向上に努めるとともに実際に発生した業務上の課題や問題について、改善活動、恒久対応や事例公開を行い、会社全体の業務品質向上を図っております。

当社は、これらの取組みの総括として、内部統制システムの整備・運用状況について取締役会に報告し、その合理性や十分性について議論しております。

ロ. リスク管理体制について

当社は、代表取締役社長、監査役、関係執行役員及び関係部門長が出席するリスクマネジメント委員会を、四半期に1回開催し、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある各種のリスクに関する対策を協議しております。また、定期的に、当社グループ全体の与信及びリスクポートフォリオの状況をリスクマネジメント委員会及び取締役会において報告する等、リスク全般について日々モニタリングを行っております。

当社は、新たな感染症の流行や自然災害の発生により従業員の出社が著しく抑制されるような事態を想定した対応として、当社グループの事業活動を維持・継続させるために必要なICTインフラの整備をはじめとした総合的なBCP対策を行うことにより、事業活動の維持・継続を阻害するリスクの抑制に努めております。

ハ. 取締役の職務の執行について

当社取締役は、毎月開催される定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会に出席し、取締役会において、法令・定款等で定められた事項、中長期的な経営方針、重要な営業案件及び子会社に関する重要事項等について審議・決議し、その他重要事項の報告を受け、取締役の職務の執行を監督しております。

ニ. 内部監査の実施について

当社は、年度毎の内部監査計画に基づき、当該年度の重点項目及びその他全般の項目について、当社監査部による当社グループの内部監査を実施し、その結果及び改善状況を当社代表取締役及び取締役会に報告するとともに、都度及び四半期毎の三様監査で、監査役に対して内部監査結果を報告し、意見交換を行うほか、毎月、内部通報制度の運用状況を報告する等、監査役との相互連携を図っております。

ホ. グループ管理体制について

当社は、重要な子会社との間で、四半期に1回、当該子会社の代表取締役より当該子会社の状況を当社代表取締役へ報告し、当該子会社の重要事項について協議しております。さらに、グループ会社の管理に関する規程に基づき、定期的に、子会社を主管する各部門が子会社の事業運営に関する重要事項について、子会社の取締役及び従業員との間で緊密に連絡をとり協議しております。

ヘ. 監査役の職務の執行について

当社監査役は、年度毎の監査計画に基づき監査役会に出席し、監査役間の当社に関する情報共有及び議論を行っております。また、取締役会、経営会議、内部統制委員会及びリスクマネジメント委員会等の重要会議への出席、各部門・営業拠点への往査、当社代表取締役社長との定期的な意見交換、社外取締役との情報連絡会の開催等を行い、これらについて、取締役会において適宜報告及び当社への必要な提言を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当は、安定配当の維持を基本方針とし、事業の見通し、配当性向などを勘案して決定いたしております。また、内部留保いたしました剰余金につきましては、今後の当社成長戦略に資することで企業価値向上を第一の目的として有効に活用してまいります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めています。

当事業年度につきましては、安定配当の維持を基本方針とする当社の配当政策に基づき、1株あたり年間110円（中間配当37円、期末配当73円）の配当を実施いたします。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定められておりません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | |
|------------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 908,292 | 流 動 負 債 の 部 | 496,394 |
| 現金及び預金 | 35,482 | 流動負債 | 496,394 |
| 割賦債権 | 38,828 | 支払手形 | 140 |
| リース債権及びリース投資資産 | 517,945 | 買掛金 | 15,654 |
| 賃貸料等未収入金 | 22,034 | 短期借入金 | 27,090 |
| 営業貸付金 | 231,611 | 1年内返済予定の長期借入金 | 149,486 |
| 買取債権 | 12,419 | 1年内償還予定の社債 | 20,000 |
| 営業投資有価証券 | 22,875 | コマーシャル・ペーパー | 243,000 |
| 販売用不動産 | 23,827 | 債権流動化に伴う支払債務 | 1,286 |
| 前払費用 | 2,659 | 未払金 | 1,453 |
| 未収還付法人税等 | 753 | 未払費用 | 6,838 |
| その他 | 9,693 | 未払法人税等 | 238 |
| 貸倒引当金 | △9,839 | 賃貸料等前受金 | 23,486 |
| 固 定 資 産 | 147,583 | 預り金 | 2,043 |
| 有 形 固 定 資 産 | 63,381 | 前受収益 | 169 |
| 賃貸資産 | 55,819 | 賞与引当金 | 847 |
| その他の営業資産 | 7,199 | 役員賞与引当金 | 33 |
| 建物 | 203 | その他の | 4,624 |
| 器具備品 | 104 | 固 定 負 債 | 430,665 |
| その他 | 55 | 社債 | 80,150 |
| 無 形 固 定 資 産 | 9,173 | 長期借入金 | 335,636 |
| 賃貸資産 | 1,437 | 債権流動化に伴う長期支払債務 | 2,699 |
| その他の無形固定資産 | 7,736 | 退職給付に係る負債 | 2,034 |
| ソフトウェア | 1,007 | その他 | 10,145 |
| ソフトウェア仮勘定 | 4,093 | 負 債 合 計 | 927,060 |
| その他 | 1,559 | 純 資 産 の 部 | |
| その他 | 1,075 | 株主資本 | 105,545 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 75,027 | 資本金 | 3,776 |
| 投資有価証券 | 61,737 | 資本剰余金 | 4,646 |
| 破産更生債権等 | 2,014 | 利益剰余金 | 97,131 |
| 長期前払費用 | 1,826 | 自己株式 | △9 |
| 退職給付に係る資産 | 339 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 3,944 |
| 繰延税金資産 | 9,045 | その他有価証券評価差額金 | 1,627 |
| その他 | 2,075 | 繰延ヘッジ損益 | 91 |
| 貸倒引当金 | △2,011 | 為替換算調整勘定 | 2,262 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △36 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 19,325 |
| | | 純 資 産 合 計 | 128,815 |
| 資 産 合 計 | 1,055,875 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 1,055,875 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| 売上高 | 258,107 |
| 売上原価 | 226,186 |
| 売上総利益 | 31,920 |
| 販売費及び一般管理費 | 20,205 |
| 営業利益 | 11,715 |
| 営業外収益 | 1,361 |
| 受取利息 | 44 |
| 受取配当金 | 75 |
| 投資事業組合等投資利益 | 1,026 |
| その他 | 213 |
| 営業外費用 | 636 |
| 支払利息 | 25 |
| 持分法による投資損失 | 34 |
| 投資事業組合等投資損失 | 3 |
| 為替差損 | 459 |
| 損害賠償金 | 85 |
| その他 | 28 |
| 経常利益 | 12,440 |
| 特別利益 | 25 |
| 子会社株式売却益 | 25 |
| 特別損失 | 21 |
| 退職給付制度改定損 | 21 |
| 税金等調整前当期純利益 | 12,443 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,254 |
| 法人税等調整額 | 1,830 |
| 当期純利益 | 9,359 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 2,940 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 6,418 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|-------|--------|---------|---------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 3,776 | 4,645 | 92,414 | △9 | 100,827 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △1,701 | | △1,701 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 6,418 | | 6,418 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △9 | △9 |
| 譲渡制限付株式報酬 | | 0 | | 8 | 9 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | 0 | 4,717 | △0 | 4,717 |
| 当 期 末 残 高 | 3,776 | 4,646 | 97,131 | △9 | 105,545 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|---------|----------|------------------|-------------------|---------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,383 | 101 | 915 | △13 | 2,386 | 18,526 | 121,740 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △1,701 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 6,418 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | △9 |
| 譲渡制限付株式報酬 | | | | | | | 9 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 244 | △10 | 1,347 | △22 | 1,558 | 798 | 2,357 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 244 | △10 | 1,347 | △22 | 1,558 | 798 | 7,074 |
| 当 期 末 残 高 | 1,627 | 91 | 2,262 | △36 | 3,944 | 19,325 | 128,815 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 59社

主要な連結子会社の名称

匿名組合広野東町住宅

株式会社リサ・パートナーズ

リサ企業再生債権回収株式会社

株式会社リサ投資顧問

リサ・コーポレート・ソリューション・ファンド4号投資事業有限責任組合

広島リサ地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

MR投資事業有限責任組合

RISA Vertex Venture Fund LP

リサ・コーポレート・ソリューション・ファンド5号投資事業有限責任組合

松伏町物流開発特定目的会社

イノベティブ・ベンチャー投資事業有限責任組合

価値共創ベンチャー有限責任事業組合

価値共創ベンチャー2号有限責任事業組合

NVC1号有限責任事業組合

キャピテック&リポートテクノロジーサービス株式会社

シリウス・ソーラー・ジャパン17合同会社

地域活性化有限責任事業組合

Mega Solar1414-L合同会社

NEC Capital Solutions Singapore Pte. Limited

NEC Capital Solutions Malaysia Sdn. Bhd.

NEC Capital Solutions America, Inc.

NEC Financial Services, LLC

新たに連結子会社となった会社 3社

連結子会社となった理由

設立による新規連結

連結の範囲から除外した会社 9社

主要な会社等の連結の範囲から除外した理由

匿名組合竹橋

清算終了による連結除外

Capital Solutions Consulting Ltd.

NEC Capital Solutions (Thailand) Ltd.

前連結会計年度において連結子会社であったCapital Solutions Consulting Ltd.及びNEC Capital Solutions (Thailand) Ltd.は、重要性の観点から、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

日本電気租賃香港有限公司
有限会社チャペル・ヒル・エステート
Capital Solutions Consulting Ltd.
NEC Capital Solutions (Thailand) Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社5社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等

当該他の会社等の数 1社

子会社としなかった理由

当社の一部の連結子会社が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 3社

主要な会社等の名称

日本電気租賃香港有限公司
Capital Solutions Consulting Ltd.
NEC Capital Solutions (Thailand) Ltd.

前連結会計年度において連結子会社であったCapital Solutions Consulting Ltd.及びNEC Capital Solutions (Thailand) Ltd.は、重要性の観点から、当連結会計年度より連結の範囲から除外し持分法適用非連結子会社としております。

(2) 持分法を適用した関連会社の数 48社

主要な会社等の名称

エナジーアンドパートナーズ株式会社
ヘルスケアアセットマネジメント株式会社
株式会社みらい共創ファーム秋田
株式会社ホロニック
AIRA Leasing Public Company Limited

新たに持分法を適用した会社 4社

持分法適用関連会社となった理由

設立及び取得による新規連結

持分法の適用の範囲から除外した会社 3社

主要な会社等の名称及び持分法の適用範囲から除外した理由

サイトリミック株式会社

清算終了に伴う連結除外

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

有限会社チャペル・ヒル・エステート

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該の会社等

当該他の会社等の数 9社

関連会社としなかった理由

当社の一部の連結子会社が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等に重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるためであります。

(5) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社数は45社であり、主な決算日は12月31日であります。合同会社宮崎国富メガソーラー発電所は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社は、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等

時価法

以外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デ リ バ テ ィ ブ

時価法

③ 棚 卸 資 産

販 売 用 不 動 産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産

賃 貸 資 産

リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法を採用しております。

そ の 他 の 営 業 資 産

定額法

社 用 資 産

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 3～18年 |
| 器具備品 | 3～20年 |

② 無 形 固 定 資 産 賃 貸 資 産

リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法を採用しております。

その他の無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

その他の償却性資産については、主に見込有効期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法 社 債 発 行 費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役 員 賞 与 引 当 金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② オペレーティング・リース取引に係る収益の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

③ 割賦販売取引に係る収益の計上基準

割賦取引に係る物件引渡時に、物件購入価額を当初元本相当額として割賦債権に計上し、その後の賦払金回収額を元本部分と金利部分に区分して経理する方法を採用しております。なお、金利部分の期間配分については利息法を採用し、割賦売上高には金利部分のみを計上しております。

④ 金融費用の計上基準

金融費用は、営業収益に対応する金融費用とその他の金融費用に区分計上することとしております。その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として、営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しております。なお資金原価は、営業資産にかかわる金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- | | | |
|---|-------------|--|
| ① | ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。 |
| ② | ヘッジ手段とヘッジ対象 | |
| | ヘッジ手段 | 金利スワップ |
| | ヘッジ対象 | 借入金 |
| ③ | ヘッジ方針 | 当社グループの主たる営業資産はリース取引を中心とした固定金利での資産であるのに対し、調達には主に変動金利での借入であるため、現在及び将来の獲得利鞘が変動するリスクをヘッジするためにデリバティブ取引を利用しております。 |
| ④ | ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動累計額と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動累計額を計算し、両者の比率が一定範囲付近にあることを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。 |

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異についてはその発生時の翌連結会計年度に、過去勤務費用についてはその発生時の連結会計年度に、それぞれ全額一括して費用処理しております。
- ② 営業貸付金の計上方法
営業目的の金融収益を得るために実行する貸付金、ファクタリング等を計上しております。
- ③ 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理
資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、投資その他の資産のその他とし、5年間で償却を行っております。
- ④ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、20年以内の効果が及ぶ期間で定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少の場合には、のれんが生じた連結会計年度の費用として処理しております。
- ⑤ 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資の会計処理
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に際しては、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の財産の持分割合相当額を「投資有価証券」に計上しております。
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合から分配された損益については、営業目的で保有するものは「売上高」に、営業以外の目的で保有するものは「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、営業者からの出資金の払戻しについては「投資有価証券」を減額させております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取損害賠償金」(前連結会計年度は103百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「投資有価証券評価損」(前連結会計年度は12百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1)連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 当連結会計年度 11,851百万円

(2)会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の営業債権である割賦債権、リース債権及びリース投資資産、賃貸料等未収入金並びに営業貸付金等については、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当社は、営業債権の貸倒損失に備えるため、顧客の信用リスクの度合いに応じて債務者区分を決定し、債務者区分に基づき債権を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類しております。貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については保全による回収見込額に加え債務者の財政状態及び経営成績を考慮して個別に回収可能性を検討することにより、回収不能見込額を計上しております。

債務者区分の判定は、予め定めている債務者区分別引当基準に基づき、延滞情報を含む返済状況及び顧客の財務指標等の定量的要因並びに将来の業績見通し等の定量的要因に関連する情報を勘案して行っております。

当社は、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき、貸倒引当金を計上しておりますが、保有する営業債権の回収期間が中長期にわたることから、経済及びその他の事象または状況の変化や顧客の経営成績・財政状態の悪化により、顧客の延滞・倒産等の不測の事態を被り、翌連結会計年度に追加の引当金の計上が必要となってくる可能性があります。

Ⅴ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 流動資産「賃貸料等未収入金」のうち、顧客との契約から生じた債権は1,009百万円であります。

2. リース・割賦販売契約等に基づく預り手形

| | |
|------------------|----------|
| リース契約に基づく預り手形 | 42百万円 |
| 割賦販売契約に基づく預り手形 | 1,075百万円 |
| 金銭消費貸借契約に基づく預り手形 | 6,450百万円 |
| 計 | 7,567百万円 |

3. 有形固定資産の減価償却累計額 55,169百万円

4. 関係会社の株式に係る注記

非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

| | |
|-------------|----------|
| 投資有価証券(株式) | 7,114百万円 |
| 投資有価証券(出資金) | 8,455百万円 |

5. 貸出コミットメント

(貸手側)

貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|--------------|-----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 20,718百万円 |
| 貸出実行残高 | 7,587百万円 |
| 差引額 | 13,131百万円 |

なお、上記貸出コミットメント契約においては、貸出先の信用状態等に関する審査を貸出の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(借手側)

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、46金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|-----------------------|------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 336,533百万円 |
| 借入実行残高 | 20,121百万円 |
| 差引額 | 316,411百万円 |

6. 流動負債「前受収益」のうち、契約負債の残高は46百万円であります。

7. 偶発債務

| | |
|-----------------------|----------|
| 保証業務に係る債務保証残高 | 3,764百万円 |
| (うち、他社が再保証している債務保証残高) | 768百万円 |

8. 担保資産及び担保付債務

(1) 次の債務に対して下記の資産を担保に供しております。

| | |
|---------------|----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 377百万円 |
| 社債 | 100百万円 |
| 長期借入金 | 3,407百万円 |
| 計 | 3,884百万円 |

担保差入資産

| | |
|----------------|----------|
| リース債権及びリース投資資産 | 1,279百万円 |
| 営業投資有価証券 | 4,080百万円 |
| 販売用不動産 | 1,848百万円 |
| 賃貸資産 | 1,504百万円 |
| その他の営業資産 | 922百万円 |
| 計 | 9,635百万円 |

上記のほか、連結消去されている関係会社出資金127百万円を担保に供しております。

(2) 下記の資産は、第三者の借入金等に対する担保に供しております。

| | |
|---------------|----------|
| 営業貸付金 | 1,206百万円 |
| 投資有価証券 | 1,132百万円 |
| その他(投資その他の資産) | 31百万円 |
| 計 | 2,369百万円 |

9. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は10,279百万円であります。

10. 債権流動化に伴う支払債務及び債権流動化に伴う長期支払債務は、主にリース債権流動化により資金調達した金額のうち、金融取引として処理しているものであります。

VI. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額は16,287百万円であります。

2. 販売用不動産の残高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、販売用不動産評価損45百万円が売上原価に含まれておりま
す。

3. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | |
|------------|----------|
| 給与手当 | 7,771百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 847百万円 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 33百万円 |
| 退職給付費用 | 537百万円 |
| 減価償却費 | 695百万円 |
| 業務委託費 | 2,518百万円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 2,103百万円 |

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首 株 式 数 | 当連結会計年度増加 株 式 数 | 当連結会計年度減少 株 式 数 | 当連結会計年度末 株 式 数 |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普 通 株 式 | 21,533,400 | — | — | 21,533,400 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首 株 式 数 | 当連結会計年度増加 株 式 数 | 当連結会計年度減少 株 式 数 | 当連結会計年度末 株 式 数 |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普 通 株 式 | 4,156 | 4,534 | 4,366 | 4,324 |

(注) 1. 自己株式(普通株式)の増加は、取締役会決議による自己株式の取得4,500株及び単元未満株式の買取り34株によるもの
であります。

2. 自己株式(普通株式)の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分4,366株によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 2022年5月24日開催の取締役会決議による配当に関する事項

| | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 904百万円 |
| ・1株当たり配当額 | 42円 |
| ・基準日 | 2022年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2022年6月8日 |

② 2022年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

| | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 796百万円 |
| ・1株当たり配当額 | 37円 |
| ・基準日 | 2022年9月30日 |
| ・効力発生日 | 2022年12月9日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年5月22日開催予定の取締役会決議による配当に関する事項

| | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 1,571百万円 |
| ・配当の原資 | 利益剰余金 |
| ・1株当たり配当額 | 73円 |
| ・基準日 | 2023年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2023年6月6日 |

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、官公庁・自治体や大企業から中小企業までの幅広い顧客層に対して、主としてリース、割賦及び企業融資等のファイナンスサービスを提供しています。また、ファクタリング、決済・代行回収及び債権流動化等のサービスについても行っており、企業を取り巻く様々なファイナンスニーズに対応しています。さらにこれらに加えて、外貨建ての海外投融資に取り組む他、当社グループの一部の連結子会社では、自己勘定やファンドを通じて、企業（株式）、貸付債権及び不動産を対象に投融資を行っております。

当社グループの資金調達は営業資産との整合を基本としており、営業資産等の増減にあわせて資金調達を行っています。具体的には、市場の状況を踏まえ、長期と短期や直接と間接等のバランスを図りつつ、金融機関からの借入れを中心に、社債やコマーシャル・ペーパーの発行並びに債権流動化といった様々な方法で資金調達をしております。

営業債権である割賦債権、リース債権及びリース投資資産、賃貸料等未収入金、営業貸付金並びに買取債権等については、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されていますが、社内管理規定に沿って顧客毎の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握することにより、リスクの低減を図っております。

営業投資有価証券、有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券及び組合出資金であり、純投資目的及び営業推進目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利変動リスク、為替変動リスク及び市場価格変動リスクに晒されておりますが、市場価格等の時価があるものについては定期的に時価の把握を行い、それ以外のものについても定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

また、当社グループの主たる営業資産は、リースや割賦取引を中心とした固定金利の資産であります。資金調達は主に変動金利での借入を中心に行っているため、営業資産及び負債の総合管理（ALM）により、金利変動リスク及び流動性リスクの低減に努めております。その一環として、現在及び将来の獲得利鞘が変動するリスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用しています。なお、長期性固定金利資産及び長期性固定金利負債の価格変動リスクの計測は、バリュー・アット・リスク（VaR）により行っております。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間は1年、信頼区間は99%、観測期間は10年）を採用しており、定期的にバックテストを実施し、有効性の確認と検証を実施しております。

外貨建の営業資産の為替変動リスクについては、国内・在外子会社ともに個別案件ごとに管理しており、外貨建資産・調達の残高を両建てとする取引を行う他、通貨スワップ取引を用いてヘッジしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に対しては、営業資産のキャッシュ・フローと営業負債のキャッシュ・フローの対応関係を適切に維持することのほか、資金調達手段の多様化への取組みや適正な水準の手許流動性を維持することなどによりリスクの低減を図っております。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません>(*6)を参照)。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|-------------------------------|--------------------|----------------|
| (1) 割賦債権 貸倒引当金(*3) | 38,828 △319 | | |
| (2) リース債権及びリース投資資産 貸倒引当金(*3) | 38,509 517,945 △1,670 | 38,149 | △359 |
| (3) 営業貸付金 貸倒引当金(*3) | 516,275 231,611 △6,464 | 512,416 | △3,858 |
| (4) 営業投資有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(*6),(*)7) | 225,147 8,242 | 224,442 8,242 | △705 - |
| 資産計 | 788,175 | 783,251 | △4,923 |
| (5) 社債 1年内償還予定の社債 社債 | 20,000 80,150 | | |
| (6) 長期借入金 1年内返済予定の長期借入金 長期借入金 | 100,150 149,486 335,636 | 99,135 | △1,014 |
| 負債計 | 485,122 585,272 | 484,916 584,051 | △206 △1,221 |
| デリバティブ取引(*5) | (2,594) | (2,594) | - |

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。また、「賃貸料等未収入金」、「未取還付法人税等」、「支払手形」、「買掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」につきましても、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

(*2) 「買取債権」、「破産更生債権等」及び「債権流動化に伴う長期支払債務」につきましては、金額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

(*3) 割賦債権、リース債権及びリース投資資産並びに営業貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*4) 連結貸借対照表計上額及び時価には見積残存価額が含まれております。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*6) 市場価格のない株式等は、「資産（4）営業投資有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式等 | 34,003 |

(*7) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は42,366百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | |
|------------------|----------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 営業投資有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 1,694 | 87 | - | 1,782 |
| 債券 | - | - | 720 | 720 |
| その他 | 655 | 5,084 | - | 5,740 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 金利関連 | - | 172 | - | 172 |
| 資産計 | 2,350 | 5,344 | 720 | 8,414 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | - | △2,766 | - | △2,766 |
| 負債計 | - | △2,766 | - | △2,766 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | |
|----------------|----------|--------|---------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 割賦債権 | - | - | 38,149 | 38,149 |
| リース債権及びリース投資資産 | - | - | 512,416 | 512,416 |
| 営業貸付金 | - | - | 224,442 | 224,442 |
| 資産計 | - | - | 775,008 | 775,008 |
| 社債 | | | | |
| (1年内償還予定を含む) | - | 98,985 | 149 | 99,135 |
| 長期借入金 | | | | |
| (1年内返済予定を含む) | - | - | 484,916 | 484,916 |
| 負債計 | - | 98,985 | 485,065 | 584,051 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

割賦債権並びにリース債権及びリース投資資産

契約ごとの元利金の合計と新規に同様の取引を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また貸倒懸念債権については、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローとリスク・フリーレートを基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

営業貸付金

営業貸付金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額をもって時価とし、レベル3に分類しております。一方、固定金利によるものは、契約ごとの元利金の合計と新規に同様の取引を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また貸倒懸念債権については、契約ごとの見積将来キャッシュ・フローとリスク・フリーレートを基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

営業投資有価証券及び投資有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債については、合理的に算定された価額によっており、割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、公表されている相場価格を参照して算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

また、当社の連結子会社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を新規の資金調達において想定される利率により割引いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち変動金利のものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額をもって時価とし、レベル3の時価に分類しております。

一方、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額と新規の借入において想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっており、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 5,085円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 298円14銭 |

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 863,467 | 負債の部 | 487,375 |
| 現金及び預金 | 15,412 | 流動負債 | |
| 割賦債権 | 37,086 | 支払手形 | 140 |
| リース債権 | 77,659 | 買掛金 | 15,473 |
| リース投資資産 | 425,768 | 短期借入金 | 21,734 |
| 賃貸料等未収入金 | 21,783 | 1年内返済予定の長期借入金 | 148,339 |
| 営業貸付金 | 207,143 | 1年内償還予定の社債 | 20,000 |
| 販売用不動産 | 13,265 | コマーシャル・ペーパー | 243,000 |
| 前渡金 | 676 | 債権流動化に伴う支払債務 | 1,286 |
| 前払費用 | 2,505 | 未払金 | 673 |
| 関係会社短期貸付金 | 58,444 | 未払費用 | 6,706 |
| 未収還付法人税等 | 502 | 未払法人税等 | 46 |
| その他 | 7,897 | 賃貸料等前受金 | 23,411 |
| 貸倒引当金 | △4,679 | 預り金 | 1,409 |
| 固定資産 | 150,372 | 前受取益 | 106 |
| 有形固定資産 | 54,760 | 賞与引当金 | 837 |
| 賃貸資産 | 54,333 | 役員賞与引当金 | 33 |
| その他の営業資産 | 173 | その他 | 4,176 |
| 建物 | 170 | 固定負債 | 425,718 |
| 器具備品 | 83 | 社債 | 80,000 |
| 無形固定資産 | 6,530 | 長期借入金 | 331,501 |
| 賃貸資産 | 1,437 | 債権流動化に伴う長期支払債務 | 2,699 |
| その他の無形固定資産 | 5,092 | 退職給付引当金 | 2,029 |
| ソフトウェア | 978 | 資産除去債務 | 1,125 |
| ソフトウェア仮勘定 | 4,093 | その他 | 8,363 |
| その他 | 20 | 負債合計 | 913,093 |
| 投資その他の資産 | 89,081 | 純資産の部 | 99,712 |
| 投資有価証券 | 26,414 | 株主資本 | |
| 関係会社株式 | 29,822 | 資本金 | 3,776 |
| 関係会社社債 | 291 | 資本剰余金 | 4,648 |
| 関係会社出資金 | 12,262 | 資本準備金 | 4,648 |
| 関係会社長期貸付金 | 8,831 | その他資本剰余金 | 0 |
| 破産更生債権等 | 1,995 | 利益剰余金 | 91,289 |
| 長期前払費用 | 1,714 | 利益準備金 | 71 |
| 前払年金費用 | 387 | その他利益剰余金 | 91,217 |
| 繰延税金資産 | 7,532 | 別途積立金 | 83,690 |
| その他 | 1,822 | 繰越利益剰余金 | 7,527 |
| 貸倒引当金 | △1,992 | 自己株式 | △1 |
| | | 評価・換算差額等 | 1,032 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 925 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 107 |
| | | 純資産合計 | 100,745 |
| 資産合計 | 1,013,839 | 負債及び純資産合計 | 1,013,839 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------|
| 売上高 | 231,557 |
| 売上原価 | 210,477 |
| 売上総利益 | 21,079 |
| 販売費及び一般管理費 | 13,423 |
| 営業利益 | 7,656 |
| 営業外収益 | 2,469 |
| 受取利息 | 741 |
| 受取配当金 | 1,301 |
| 投資事業組合等投資利益 | 123 |
| 為替差益 | 36 |
| その他 | 266 |
| 営業外費用 | 1,242 |
| 支払利息 | 760 |
| 投資事業組合等投資損失 | 384 |
| その他 | 98 |
| 経常利益 | 8,882 |
| 特別損失 | 116 |
| 関係会社債権放棄損 | 48 |
| 関係会社株式評価損 | 24 |
| 退職給付制度改定損 | 21 |
| 関係会社株式売却損 | 21 |
| 税引前当期純利益 | 8,765 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 119 |
| 法人税等調整額 | 2,086 |
| 当期純利益 | 6,560 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|-----------|-------------------|-------------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 3,776 | 4,648 | - | 4,648 | 71 | 79,590 | 6,768 | 86,429 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 別 途 積 立 金 の 積 立 | | | | | | 4,100 | △4,100 | - |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △1,701 | △1,701 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 6,560 | 6,560 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | |
| 譲渡制限付株式報酬 | | | 0 | 0 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | 0 | 0 | - | 4,100 | 759 | 4,859 |
| 当 期 末 残 高 | 3,776 | 4,648 | 0 | 4,648 | 71 | 83,690 | 7,527 | 91,289 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|----------------|------------------|---------|------------------------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △1 | 94,853 | 655 | 130 | 785 | 95,639 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 別 途 積 立 金 の 積 立 | | - | | | | - |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △1,701 | | | | △1,701 |
| 当 期 純 利 益 | | 6,560 | | | | 6,560 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △9 | △9 | | | | △9 |
| 譲渡制限付株式報酬 | 8 | 9 | | | | 9 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | 270 | △22 | 247 | 247 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △0 | 4,859 | 270 | △22 | 247 | 5,106 |
| 当 期 末 残 高 | △1 | 99,712 | 925 | 107 | 1,032 | 100,745 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法
以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 販売用不動産 個別法による原価法（収益性の低下による簿価引下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
賃貸資産 リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法を採用しております。
- その他の営業資産
社用資産 定額法
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3～18年
器具備品 4～20年
- (2) 無形固定資産
賃貸資産 リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法を採用しております。
- ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)を基礎とした定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法 社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異についてはその発生時の翌事業年度に、過去勤務費用についてはその発生時の事業年度に、それぞれ全額一括して費用処理しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料を收受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引に係る収益の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(3) 割賦販売取引に係る収益の計上基準

割賦取引に係る物件引渡時に、物件購入価額を当初元本相当額として割賦債権に計上し、その後の賦払金回収額を元本部分と金利部分に区分して経理する方法を採用しております。なお、金利部分の期間配分については利息法を採用し、割賦売上高には金利部分のみを計上しております。

(4) 金融費用の計上基準

金融費用は、営業収益に対応する金融費用とその他の金融費用に区分計上することとしております。その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として、営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しております。なお資金原価は、営業資産にかかわる金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

(3) ヘッジ方針

当社の主たる営業資産はリース取引を中心とした固定金利での資産であるのに対し、調達には主に変動金利での借入であるため、現在及び将来の獲得利鞘が変動するリスクをヘッジするためにデリバティブ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動累計額と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動累計額を計算し、両者の比率が一定範囲付近にあることを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 営業貸付金の計上方法

営業目的の金融収益を得るために実行する貸付金、ファクタリング等を計上しております。なお、当該金融収益は売上高のファイナンス収益に計上しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(3) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、投資その他の資産のその他とし、5年間で償却を行っております。

(4) 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資の会計処理

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に際しては、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の財産の持分割合相当額を「投資有価証券」に計上しております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合から分配された損益については、営業目的で保有するものは「売上高」に、営業以外の目的で保有するものは「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減し、営業者からの出資金の払戻しについては「投資有価証券」を減額させております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響は軽微であります。

III. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取損害賠償金」(前事業年度は103百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

IV. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 当事業年度 6,671百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類の連結注記表 IV. 会計上の見積りに関する注記 1. (2)「会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に記載した内容と同一であります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. リース・割賦販売契約等に基づく預り手形

| | |
|------------------|----------|
| リース契約に基づく預り手形 | 42百万円 |
| 割賦販売契約に基づく預り手形 | 1,075百万円 |
| 金銭消費貸借契約に基づく預り手形 | 6,450百万円 |
| 計 | 7,567百万円 |

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)は次のとおりであります。

| | |
|------------|-----------|
| (1) 短期金銭債権 | 15,628百万円 |
| (2) 長期金銭債権 | 51百万円 |
| (3) 短期金銭債務 | 9,826百万円 |
| (4) 長期金銭債務 | 89百万円 |

3. 有形固定資産の減価償却累計額 51,832百万円

4. 貸出コミットメント

貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

(貸手側)

| | |
|--------------|-----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 19,386百万円 |
| 貸出実行残高 | 6,255百万円 |
| 差引額 | 13,131百万円 |

なお、上記貸出コミットメント契約においては、貸出先の信用状態等に関する審査を貸出の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(借手側)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、45金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|-----------------------|------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 311,114百万円 |
| 借入実行残高 | 13,318百万円 |
| 差引額 | 297,795百万円 |

5. 偶発債務

| | |
|-----------------------|----------|
| 保証業務に係る債務保証残高 | 3,764百万円 |
| (うち、他社が再保証している債務保証残高) | 768百万円 |

| | |
|--|----------|
| NEC Capital Solutions Singapore Pte. Limited の金融機関からの借入金等に対する債務保証残高 | 2,634百万円 |
| NEC Capital Solutions Malaysia Sdn. Bhd. の金融機関からの借入金等に対する債務保証残高 | 3,350百万円 |
| NEC Financial Services, LLCの金融機関からの 借入金等に対する債務保証残高 | 814百万円 |

6. 担保資産

下記の資産は、第三者の借入金等に対する担保に供しております。

| | |
|-----------|----------|
| 営業貸付金 | 1,206百万円 |
| 投資有価証券 | 1,101百万円 |
| 関係会社株式 | 31百万円 |
| 関係会社長期貸付金 | 31百万円 |
| 計 | 2,369百万円 |

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は4,198百万円であります。

8. 債権流動化に伴う支払債務及び債権流動化に伴う長期支払債務は、主にリース債権流動化により資金調達した金額のうち、金融取引として処理しているものであります。

VI. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 売上高 | 6,270百万円 |
| (2) 仕入高 | 43,590百万円 |
| (3) その他の営業取引 | 1,161百万円 |
| (4) 営業取引以外の取引高 | 2,533百万円 |

2. 売上高の内訳は次のとおりであります。

| | |
|-----------------|------------|
| ファイナンス・リース料収入 | 185,793百万円 |
| オペレーティング・リース料収入 | 23,190百万円 |
| 賃貸資産売上及び解約損害金 | 10,456百万円 |
| その他 | 12,117百万円 |
| 計 | 231,557百万円 |

3. 売上原価の内訳は次のとおりであります。

| | |
|-----------------|------------|
| ファイナンス・リース原価 | 174,358百万円 |
| 賃貸資産減価償却費及び処分原価 | 26,128百万円 |
| 固定資産税等諸税 | 1,941百万円 |
| 保険料 | 1,397百万円 |
| 支払利息 | 3,691百万円 |
| 受取利息 | △1百万円 |
| その他 | 2,962百万円 |
| 計 | 210,477百万円 |

(注1) 賃貸資産減価償却費には少額減価償却資産及び一括償却資産の償却額を含めております。

(注2) 支払利息及び受取利息は、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 8 (4)に記載している資金原価であります。

4. 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用のおおよその割合は87%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は13%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | |
|------------|----------|
| 給与手当 | 5,552百万円 |
| 賞与引当金繰入額 | 837百万円 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 33百万円 |
| 退職給付費用 | 274百万円 |
| 減価償却費 | 617百万円 |
| 業務委託費 | 1,910百万円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 196百万円 |

5. 受取利息には、関係会社に対する受取利息723百万円を含めております。

受取配当金には、関係会社に対する受取配当金1,226百万円を含めております。

投資事業組合等投資損失には、関係会社に対する投資事業組合等投資損失384百万円を含めております。

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 541 | 4,534 | 4,366 | 709 |

(注) 1. 自己株式(普通株式)の増加は、取締役会決議による自己株式の取得4,500株及び単元未満株式の買取り34株によるものであります。

2. 自己株式(普通株式)の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分4,366株によるものであります。

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、リース取引に係る申告調整額、貸倒引当金、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種 類 | 会社等の名称 又は氏名 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|--------------|----------------|-----------------------|---|-------------------------------|------------|--------------|---------|---------------|-------|---------------|
| | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| その他の 関係会社 | 日本電気株式 会社 | 427,831 | コンピュータ、通信機 器、ソフトウェア等の 製造を含むICTネット ワークソリューション 事業 | (被所有) 直接 37.7 | 無 | ファクタリ ング | ファクタリング | 22,924 | 営業貸付金 | 7,612 |
| | | | | | | リース物件 の仕入 | 賃貸資産購入高 | 42,737 | 買掛金 | 4,812 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・ファクタリング取引については、市場実勢に基づく見積りを提出の上、契約を受注しており、一般的取引と同様の条件によっております。
- ・賃貸資産の購入については、顧客と上記会社との間で決定された価格によっております。

(2) 子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称 又は氏名 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-------|---------------------------|-----------------------|---|-------------------------------|------------|-------------|---------|---------------|---------------|---------------|
| | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 子 会 社 | 株 式 会 社 リ サ・パートナ ーズ | 100 | 企業投資、債権投資、 不動産、ファイナンス 及びアドバイザリー業 務 | (所有) 直接 99.9 | 有 | 事業資金の 貸付 | 事業資金の貸付 | 59,409 | 関係会社短期 貸付金 | 50,911 |
| | | | | | | | 事業資金の回収 | 48,285 | 関係会社長期 貸付金 | — |
| | | | | | | | 利息の受取 | 768 | — | — |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・事業資金の貸付については、市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しております。

(3) 兄弟会社等

| 種 類 | 会社等の名称 又は氏名 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----------------------|--------------------------|-----------------------|---|-------------------------------|------------|--------------|---------|---------------|-------|---------------|
| | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| その他の 関係会社 の子会社 | NECプラッ トフォームズ 株式会社 | 10,331 | ICTシステム機器の 開発、製造、販売、設 置、保守及びシステム ソリューション | 無 | 無 | ファクタリ ング | ファクタリング | 24,386 | 営業貸付金 | 7,816 |
| その他の 関係会社 の子会社 | NECフィー ルディング株 式会社 | 9,670 | コンピュータ等の保 守、施工工事及び現地 調整並びに用品の販売 | 無 | 無 | リース物件 の仕入 | 賃貸資産購入高 | 20,510 | 買掛金 | 2,580 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・ファクタリング取引については、市場実勢に基づく見積りを提出の上、契約を受注しており、一般的取引と同様の条件によっております。
- ・賃貸資産の購入については、顧客と上記会社との間で決定された価格によっております。

X. 収益認識に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,678円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 304円67銭 |

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

NECキャピタルソリューション株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 善盛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NECキャピタルソリューション株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NECキャピタルソリューション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

NECキャピタルソリューション株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 善盛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NECキャピタルソリューション株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役及び執行役員その他の使用人並びに内部監査部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要会議に出席し適宜意見を述べ、取締役及び執行役員その他の使用人からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社並びに拠点における業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び執行役員その他使用人から報告を受け、必要に応じて説明を求め、適宜意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役及び執行役員その他の使用人並びに有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、その職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を適切に整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

NECキャピタルソリューション株式会社監査役会

常勤社外監査役 音 田 亘 ㊟

常 勤 監 査 役 小 泉 吉 之 ㊟

社 外 監 査 役 二 瓶 俊 哉 ㊟

社 外 監 査 役 南 治 孝 司 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区浜松町二丁目3番1号

浜松町コンベンションホール 大ホールA（日本生命浜松町クレアタワー 5階）

☎ 03-6432-4075



会場まで

都営地下鉄大江戸線・浅草線

「大門」駅 B5出口直結

JR山手線・京浜東北線、東京モノレール

「浜松町」駅 北口 徒歩2分

- ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主通信WEB掲載のご案内

NECキャピタルソリューション

REPORT

これまでご送付しておりました株主通信は、今回の発行より印刷・郵送を行わず、ホームページへの掲載のみとさせていただきます。今後も資源保全や二酸化炭素の排出削減など環境負荷の低減に向けた取り組みを進めてまいります。

▶ URL:<https://www.necap.co.jp/ir/library/report.html>

